水戸地域センター庁舎別館給排水設備改修その他　工事設計図

仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　茨城県水戸市北見町１－９

2．敷地面積　３，７８４㎡

3．工事種目
- １．建物
  - １）庁舎（別館）　鉄筋コンクリート造3階建　改修一式
    - 建築面積　３１０．８２㎡
    - 延床面積　９５３．５６㎡
- ２．外構
  - １）スロープ　改修一式
  - ２）足洗い場　改修一式
- ３．設備
  - １）電気設備　改設一式
  - ２）機械設備　改設一式

4．工事内容
- １．建物
  - １）間仕切改修工事
  - ２）内装改修工事
  - ３）建具改修工事
  - ４）シャッター改修工事
  - ５）塗装改修工事
- ２．外構
  - １）外構工事
- ３．設備
  - １）電気設備工事（電気設備図による）
  - ２）機械設備工事（機械設備図による）

5．工事範囲

※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。

・「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事種目 ＼ 工事項目				

Ⅱ　建築改修工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）」（以下、「改修標仕」という。）による。また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下「標仕」という。）による。

（2）改修標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。
なお、関係法令を遵守する場合は具体的な対応策について監督職員と協議すること。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に　㊀の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、　○印の付いたものを適用する。
- ● 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
- ● 印と　✕印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（5）　G　印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。
なお、特定調達品目か否かの判断基準は現場説明書による。　ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

一般共通事項

章	項目	特記事項
1	①適用基準等	●建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定　平成25年版） ●工事写真の撮り方（改訂第３版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・
	2 官公署その他への届出手続等	[1.1.3] 受注者は完了検査（中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。
	③工事実績情報の登録	※ 適用する　[1.1.4]
	4 品質計画等	・ 建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事　(1.2.2) ※ 風速（Vo=　　） ※ 地表面粗度区分（　・Ⅰ　　・Ⅱ　　・Ⅲ　　・Ⅳ　） ・ 積雪区分　H12 建告示第 1455 号　別表（　　） ・
	⑤電気保安技術者	※ 適用する　[1.3.3]
	6 条件明示項目	・ 現場説明書による　[1.3.5]
	⑦発生材の処理等	・ 現場説明書による　※ 構外搬出適切処理　[1.3.8]
	⑧環境への配慮	[1.4.1] 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の 1）から 4）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2）接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4）1）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 第三種 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	⑨材料の品質等	[1.4.2] 本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとすする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 材料・機材等の製造業者等は次の（1）から（6）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること ※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁　平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。
	⑩特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	11 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※ 図示　[1.5.2] 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※ 図示　[1.5.3]
	⑫技能士	[1.6.2]

適用工事種目	技能検定作業
防水改修工事	・ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・ 合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 左官作業　・ 内外装板金作業
外壁改修工事	・ 左官作業　・ タイル張り作業　・ 建築塗装作業
建具改修工事	●ビル用サッシ工事作業　・ ガラス工事作業 ・ 自動ドア施工作業
内装改修工事	●ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ系床仕上げ工事作業　・ カーペット系床仕上げ工事作業 ●ボード仕上げ工事作業　●鋼製下地工事作業 ●壁装作業　・ 大工工事作業　・ タイル張り作業
塗装改修工事	●建築塗装作業
耐震改修工事	・ 鉄筋組立作業・ 型枠工事作業　・ とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ	・ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
石工事	・ 石張り作業
植栽工事	・ 造園工事作業

章	項目	特記事項
	13化学物質の濃度測定	(1.5.9) 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 着工前の測定　・ 行う 測定対象室　・ 図示 測定箇所数　・ 図示 報告の様式等については、現場説明書による。
	⑭完成図等	[1.8.1～3][表 1.8.1] ●完成図 ・ 既存図面修正 ※ 作成する　詳細は現場説明書による
	15埋設配管・配線および鉄筋調査	あと施工アンカー工事 ６章９および８章１６による コア抜き、はつり工事等 ※ 既存資料調査 ・ 探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲　※　図示 ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数　枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ　ｃｍ
	⑯設備工事との取り合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	17設計ＧＬ	※ 図示　・設計ＧＬ= 現状ＧＬ
	⑱工事写真	※営繕工事写真撮影要領　平成25年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定
2 仮設工事	①足場その他	●内部足場　種別　※ きゃたつ、足場板等　[2.2.1] ・外部足場　種別　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　[2.2.1][表 2.2.1] 防護シートによる養生　※ 行う　・ 行わない 材料、搬去材等の運搬　[2.2.1][表 2.2.2] ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 足場を設ける場合、改修標仕２．２．１（ｂ）によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	②養生	[2.3.1] 既存部分の養生　※ ビニルシート等 既存家具等の養生　※ ビニルシート等 固定家具等の移動　※ 行わない　・ 行う（図示）
	3 仮設間仕切	仮設間仕切り等の種別　[2.3.2][表 2.3.1]

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	塗装	充てん材
・Ａ種	※ 軽量鉄骨	・ 合板（※ 9.0　・　　）	※ 無し	※ 有り
・Ｂ種	・ 木下地	※ せっこうボード（※ 9.5　・　　）	・ 片面	
※Ｃ種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※ 木製扉	※ 合板張り程度	※ 無し	※ 無し
	・ 鋼製扉	※ 片面フラッシュ程度	・ 有り	・ 有り

充てん材　※グラスウール　32K（厚：50mm以上）　・

	4 監督職員事務所	・設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による）　[2.4.1][表 2.4.2] ・ 既存建物内の一部を使用する ・ 設けない
	⑤工事用水	構内既存の施設　※ 利用できない　●利用できる（・ 有償　※ 無償）
	⑥工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できない　●利用できる（・ 有償　※ 無償）
3 防水改修工事	1 アスファルト防水	[3.3.2、3][表 3.1.1][表 3.3.3～10]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水層の種別
保護	・ Ｐ１Ｂ		・Ｂ －1　※Ｂ －2
	・ Ｐ１ＢＩ　・ Ｔ１ＢＩ		・ＢＩ－1　※ＢＩ－2
防水	・ Ｐ２Ａ Ｉ		・ＡＩ－1　※ＡＩ－2
	・ Ｐ２Ａ		・Ａ －1　※Ａ －2
露出	・ Ｍ４Ｃ		・Ｃ －1　※Ｃ －2
防水	・ Ｍ３Ｄ　・ Ｐ０Ｄ		・Ｄ －1　※Ｄ －2
屋内防水	・ Ｐ１Ｅ　・ Ｐ２Ｅ		・Ｅ －1　※Ｅ －2 （保護層は図示による）

アスファルトの種類　※ 3種　[3.2.2][3.3.2]
保護コンクリートのコンクリート種類　※ 無筋コンクリート　[3.3.2]
ＰＯＤ工法の改修ドレン　※ 設けない　・ 設ける　[3.2.5]
Ｍ３Ｄ、ＰＯＤ工法の脱気装置　※ 設けない　・ 設ける　[3.3.3]
既存露出防水層表面の仕上げ塗装（Ｍ４Ｃ工法の場合）　・ 除去する　[3.2.6]
断熱工法の断熱材　厚さ（mm）　※ 25　[3.3.2]
ただし、ノンフロンのもの　G
立上り部の保護　[3.3.2]
・ れんがの種類　※ 見え隠れ部分は市販品のれんが又は、市販品のれんが形コンクリートブロックとする。
・ 乾式保護材の材料　※ 押出成形セメント板　厚さ 15mm

	2 改質アスファルトシート防水	[3.4.2][表 3.1.1][3.4.3][表 3.4.1～3]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	厚さ（mm）
・Ｍ４ＡＳ工法		・ＡＳ－1　・ＡＳ－2　・ＡＳ－3	
・Ｍ３ＡＳ工法 ・ＰＯＡＳ工法		・ＡＳ－4　・ＡＳ－5　・ＡＳ－6	
・Ｍ３ＡＳＩ工法 ・Ｍ４ＡＳＩ工法 ・ＰＯＡＳＩ工法		・ＡＳＩ－1　・ＡＳＩ－2	

脱気装置　※ 設けない　・ 設ける

	3 合成高分子系ルーフィングシート防水	[3.5.2][表 3.1.1][3.5.3][表 3.5.1]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料等	使用分類
・ＰＯＳ工法 ・Ｓ４Ｓ工法 ・Ｓ３Ｓ工法		・Ｓ－Ｆ１　・Ｓ－Ｍ１ ・Ｓ－Ｆ２　・Ｓ－Ｍ２	・ カラー ・ シルバー	※ 非歩行 ・ 軽歩行
・Ｍ４Ｓ工法		・Ｓ－Ｍ１　・Ｓ－Ｍ２		
・ＰＯＳＩ工法 ・Ｓ３ＳＩ工法 ・Ｓ４ＳＩ工法 ・Ｍ４ＳＩ工法		・ＳＩ－Ｆ１　・ＳＩ－Ｆ２ ・ＳＩ－Ｍ１　・ＳＩ－Ｍ２ ・ＳＩ－Ｍ３		

脱気装置　・ 設ける　・ 設けない　[3.5.3]
目地処理　ＰＣコンクリートの場合（　　）　[3.5.4]

	4 塗膜防水	[表 3.1.1][3.6.3][表 3.6.1～2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・ＰＯＸ工法		※　Ｘ－1	・ シルバー ・ カラー
・Ｌ４Ｘ工法	換気室屋根部	※　Ｘ－2	
・Ｐ１Ｙ工法		※　Ｙ－1	
・Ｐ２Ｙ工法		※　Ｙ－2	

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（Ｌ４Ｘ工法の場合）　・ 除去する　[3.2.6]
脱気装置　※ 設けない　・ 設ける　[3.6.3]

	5 脱気装置	[3.3.3][3.4.3][3.5.3][3.6.3]

種類	材質	設置数量
・ 平面部脱気型	・ ポリエチレン樹脂　・ ＡＢＳ樹脂 ・ ステンレス　・ 鋳鉄	（　80　） ㎡ 当たり１箇所
・ 立上がり部脱気型	・ 合成ゴム　・ 塩化ビニル樹脂 ・ ステンレス　・ 銅	（　　） ㎡ 当たり１箇所

	6 シーリング	[3.7.4～7][表 3.7.1]

シーリング改修工法の種類
・ シーリング充てん工法　・ シーリング再充てん工法
・ 拡幅シーリング再充てん工法　・ ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所　[3.7.2][表 3.7.1]
※ 下表以外は、改修標仕表 3.7.1 を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
建具廻り	

	7 とい	[3.8.2][表 3.8.1]

といの材種
※ 配管用鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管
・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)　G
・ 建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP)　G
鋼管製といの防露　[3.8.3][表 3.8.4]
・ 次の箇所は行わない（　　）
※ 規制対象外　・ 第三種
ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒドの放散量
掃除口　※ 有り　・ 無し
縦どい受け金物の取付け　[3.8.3]
※ 図示　・ 標仕 13.5.3 (d)(2) による

	8 アルミニウム製笠木	[3.9.2][表 3.9.1]

種類	呼称内厚（mm）	表面処理	固定間隔	備考
・ 250形	1.6以上	※ Ａ－1 又は Ｂ－1 種	固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・ 300形	1.8以上			
・ 350形	2.0以上	・ Ｂ－2 種		
・ 100形		（　　）		

板材折曲げ形の取付寸法　・図示　[3.9.3]
工法
既存笠木等の撤去　・ 行う　（範囲 ※ 図示　・　　）
下地補修の工法　※ 図示
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※ 図示

	9 折板葺	(13.3.2、3)(表 13.2.1)

形式	※ 重ね形　・ はぜ締め形　・ かん合形
形状（mm）	山高（　　）　山ピッチ（　　）　板厚　※ 0.6　・ 0.8
材料（規格等）	※ 塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(CGLCCR-20-AZ 150) ・
軒先面戸板	※ 有り　・ 無し
断熱材	※ 有り（種別：　　厚さ：　mm）　・ 無し
防火性能	※ 30 分耐火　・ 無し

4 外壁改修工事

1 施工数量調査

調査範囲　※ 外壁改修範囲　・図示の範囲　[1.5.2]

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びぜんく落部を壁面に表示する。

塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びぜんく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

調査報告書の部数　※ 2部

2 改修材料

・既製調合モルタル　[4.2.2]

保水率 (%)	単位容積質量 (kg/l)	接着強さ (N/mm²) 標準時	接着強さ (N/mm²) 温冷繰り返し後	長さ変化率 (%)	曲げ強さ (N/mm²)
70.0以上	1.80程度	0.60以上	0.40以上	0.20以下	4.0以上

・パテ状エポキシ樹脂　[4.2.2]

初期硬化性（標準）	接着強さ（標準）	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0N/mm²以上	6.0N/mm²以上	50.0N/mm²以上	30.0N/mm²以上	3.0(%)以下

a．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b．対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c．常温常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造所の指定する期間又は製造後6か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

・可とう性エポキシ樹脂　[4.2.2]

性能	常温性	低温性	加熱変化	引張接着性
引張強さ	1.0N/mm²以上	1.0N/mm²以上	1.0N/mm²以上	最大引張応力 1.0N/mm²
伸び	30.0%以上	30.0%以上	30.0%以上	破断時の伸び 10%以上

比重　表示値±0.10
押出し性　60秒以下
スランプ　3mm以下
加熱減量　5%以下
a．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b．対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c．常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造所の指定する期間又は製造後6か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。

・タイル部分張替え用エポキシ樹脂　[4.2.2]

接着強さ	標準	低温硬化	アルカリ温水	冷熱水中繰返し	熱劣化
強度 (N/mm²)	0.60以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上
凝集破壊率 (%)	75以上	50以上	50以上	50以上	50以上
皮膜物性	標準	高温	低温	アルカリ温水	熱劣化
引張強さ (N/m²)	1.00以上	1.00以上	1.00以上	1.00以上	1.00以上
伸び (%)	30以上	30以上	30以上	20以上	20以上

貯蔵安定性　容積と粘度に著しい変化がないこと。
耐熱性　JIS A 5548 に準じた試験において、80℃で4週間、9．8N おもりで安定していること。
a．外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。
b．タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。
c．「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」に基づく特定化学物質及び「労働安全衛生法」に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
d．常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6か月保存しても上記の品質性能に適合していること。
e．ずれ抵抗性があること。
f．混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。

・エポキシ樹脂モルタル　[4.2.2]

接着強さ	圧縮強さ	曲げ強さ
1.0N/mm²以上	20.0N/mm²以上	10.0N/mm²以上

a．こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
b．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
c．「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
d．形状に異常が無く、だれが生じないこと。
e．常温・常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6か月保存しても上記の品質性能に適合していること。

・ポリマーセメントモルタル　[4.2.2]

ポリマーセメントモルタルの種類
合成ゴム系、アクリル系、エチレン一酢ビ系等

曲げ強さ (N/mm²)	圧縮強さ (N/mm²)	接着強さ (N/mm²) 標準時	接着強さ (N/mm²) 湿潤時	低温時
6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上

表面状態　だれの下がり量は 5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。
透水性　裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

・ポリマーセメントスラリー　[4.2.2]

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 (材齢28日)	曲げ性能 (材齢28日)	吸水性 (72時間)	耐久性 (劣化曲げ強さ)
3以上	3%以下	0.5 N/mm以上	5.0 N/mm以上	15%以下	5.0 N/mm以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

・吸水調整材　[4.2.2]

項目	全固形分 (%)	吸水性 (g)	接着強さ (N/mm)	界面破断率 (%)
品質・性能	表示値±1 % 以内	30 分間で 1 g以下	0.98 以上	50% 以上

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

4-4 外壁改修工事　塗り仕上げ外壁

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　[4.6.3][表4.6.1～4]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※ 既存仕上面全体（既存塗膜の除去範囲は処理面積の 30% とする）	4-1又は4-3による
※ 高圧水洗工法 加圧力 ※ 30MPa程度以上 ・	※ 既存仕上面全体（既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
・塗膜はく離剤工法		
・水洗い工法	※ 上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

2 下地調整材

※ 下地調整塗材（※C－1　・C－2　・CM－2　・　）　[4.2.2][4.6.3]
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上げ塗材主材を使用

3 仕上げ塗材仕上げ

[4.1.4][4.2.2][表4.2.3～4]

種類、仕上げの形状、工法

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si ・可とう形外装薄塗材Si ・外装薄塗材E ・可とう形外装薄塗材E ・防水形外装薄塗材E ・外装薄塗材S	・砂壁状　・着色骨材砂壁状 ・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状 ・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状 ・砂壁状
・複層仕上塗材	・複層塗材CE ・可とう形複層塗材CE ・複層塗材Si ・複層塗材E ・複層塗材RE ・複層塗材RS ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・防水形複層塗材RS	・ゆず肌状　・凹部処理　・凹凸模様 耐候性　※ 耐候形3種 上塗材 溶媒　※ 水系　・溶剤系 樹脂　※ アクリル系　・ 外観　※ つやあり　・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材　※ 行う
・可とう系改修用仕上塗材	・可とう系改修塗材E ・可とう系改修塗材RE ・可とう系改修塗材CE	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状

防火材料の指定が必要な場合　[4.2.2](15.5.2)
※ 建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

22 舗装工事

7 路盤材料 G

※ 再生クラッシャラン（RC－40） G　(22.3.3)
・クラッシャラン鉄鋼スラグ（CS－40） G
・クラッシャラン（C－40）

8 路盤の締固め度の試験

※ 行う

9 アスファルト舗装

車道部の基層　※ 無し　・ 有り　(22.4.2)(表 22.4.1)
アスファルト　※ 再生アスファルト　G ・ ストレートアスファルト　(22.4.3)

加熱アスファルト混合物の種類　(22.4.4)(表 22.4.6)

区分	※ 一般地域	・ 寒冷地域
表層	※ 密粒度アスファルト混合物（13） ・ 細粒度アスファルト混合物（13）	※ 密粒度アスファルト混合物（13F） ・ 細粒度ギャップアスファルト混合物（13F）
基層	・ 粗粒度アスファルト混合物（20）	

シールコート　※ 行わない　・ 行う（施工範囲：　）　(22.4.5)
アスファルト混合物の抽出試験　※ 行わない　・行う　(22.4.6)

10 コンクリート舗装

早強セメント　※ 使用しない　・ 使用する　(22.5.3)
注入目地材料　※ 低弾性タイプ　・ 高弾性タイプ　(表 22.5.3)

溶接金網　※ 有り　・ 無し　(22.5.3～4)
厚さ試験　※ 行わない　・ 行う　(22.5.6)

11 カラー舗装

種類	材料	区分	車道部の基層
※ 加熱系	・有色骨材（焼成）・ 着色骨材（樹脂被覆）・自然石	・ 車道	※ 無し　・ 有り
・ 常温系	・	・ 歩道	

(22.6.2～3)

5 建具改修工事

1 改修工法の適用

[5.1.3]

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具	・	・	※ 建具表による ・ 図示
・鋼製建具 ・外部	・	・	※ 建具表による ・ 図示
・鋼製建具 ・内部	・	・	※ 建具表による ・ 図示
・鋼製軽量建具	・	・	※ 建具表による ・ 図示
・ステンレス製建具	・	・	※ 建具表による ・ 図示
・木製建具	・	・	※ 建具表による ・ 図示

2 見本の製作等

・ 特殊な建具の仮組（建具符号：　）　[5.1.5]

3 防犯建物部品

・ 適用する（図示）　[5.1.7]

4 アルミニウム製建具

外部に面する建具　[5.2.2][表 5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	※ A－3	※ W－4	※ 70	※図示
・B種	S－5	・	・	・	
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

防音ドアセット　・ 防音サッシ　・ 適用する　遮音性の等級（　）
耐震ドアセット　・ 適用する　面内変形追随性の等級（　）
断熱ドアセット　・ 断熱サッシ　G 適用する　断熱性の等級（　）
表面処理　[5.2.4][表 5.2.2]
※ B－1　・ B－2（※ ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ ﾌﾞﾗｯｸ　・ ｽﾃﾝｶﾗｰ）
屋内建具
表面処理　※ C－1種又はB－1種　[5.2.4][表 5.2.2]
・ C－2種又はB－2種（※ ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ ﾌﾞﾗｯｸ　・ ｽﾃﾝｶﾗｰ）

5 網戸

・防虫網　[5.2.3]
網の種別　※ ガラス繊維入り合成樹脂製　・ 合成樹脂製　・ ステンレス製（SUS 316）
形　式　※ 外部可動式　・ 固定式
・防鳥網
網の種別　※ ステンレス製（SUS304）線材（線径 1.5mm　網目寸法 15mm）

6 鋼製建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　[5.3.2][表 5.3.1]
耐風圧性の適用は建具表による
特定防火設備の戸　・ 適用する　[5.3.4]
片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合の鋼板類の厚さ　※図示

7 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　[5.4.2]
片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超える場合の鋼板類の厚さ　※図示

8 ステンレス製建具

簡易気密扉の簡易気密型ドアセットの適用は特記による　[5.5.2]
耐風圧性の適用は建具表による

施工箇所	鋼材の種類
屋外	※ SUS304又はSUS430J1L
屋内	※ SUS430 ・SUS304又はSUS430J1L

表面仕上げ　※ HL仕上げ　・ 鏡面仕上げ　[5.5.4]
曲げ加工　※ 普通曲げ　・ 角出し曲げ（補強有り）　[5.5.5]
特定防火設備の戸　・ 適用する　[表 5.5.1]

9 自動ドア開閉装置

[5.7.2、3][表 5.7.1～3]

※ 製造所標準製作規定寸法許容差による

開閉方法	センサの種類
※ スライディングドア ・スイングドア 性能	・ マットスイッチ ・ 電子マットスイッチ ※ 光線スイッチ
・ SSLD－1	・ 音波スイッチ
・ SSLD－2	・ 熱線スイッチ
・ DSLD－1	・ 光電スイッチ
・ DSLD－2	
・ SWD－1	・ 多機能便所スイッチ
・ SWD－2	・

・ 凍結防止措置（適用箇所は建具表による）

10 自閉式上吊り引戸装置

品質規格　※ 改修標仕 表5.8.1 による　[5.8.3][表 5.8.1]
・ 製造所標準仕様による

11 木製建具

かまち戸の樹種　かまち（　）　鏡板（　）　(16.6.2)
ふすまの上張り　※ 新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）　(表 16.6.3)
・ 鳥の子
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　(16.6.2)
※ 規制対象外　・ 第三種
縁仕上　・ 塗り縁　・ 生地縁（素地）　・ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）　(表 16.6.9)

12 建具用金物

マスターキー　※ 製作する　・ 製作しない　鍵箱　・ 適用する　[5.6.4]
建具用金物　[5.6.2、3][表 5.6.1、2]
錠類はシリンダー箱錠（レバーハンドル）とする
なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける
吊金物
・ 丁番（内部建具については、軸を鉄芯としてもよい）
・ ピボットヒンジ

13 ガラス

※ 建具表による　[5.12.2]
・ ガラスブロック積み（※ 図示）
ガラスブロック　品質 JIS A 5212 によるもの　[5.12.5]

寸法(mm)	色調	パターン	防火認定
	・ クリア　・ 熱線反射 ・ 乳白　・ カラー（　）		※ 無し ・ 有り

14 ガラス留め材及び溝

ガラス留め材　[5.12.2][表 5.12.1]

建具の種類	材種
アルミニウム製	・ シーリング材　・ ガスケット（FIX部はシーリング材）
鋼製及び鋼製軽量	※ シーリング材
ステンレス製	・ シーリング材

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。
板ガラスをはめ込む溝の大きさ　[5.12.3]
改修標仕 5.12.3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は(社)日本建築学会 JASS 17 ガラス工事「3.1 納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する

15 ガラス用フィルム（内張り用）

用途による区分	記号
・ ガラス飛散防止フィルム	※ GS-A・B
・ 日射調整フィルム/ガラス飛散防止フィルム	・ SC-A/GS-A・B　・ SC-B/GS-A・B
・ ガラス貫通防止フィルム	※ SF-A
・ 日射調整フィルム/ガラス貫通防止フィルム	・ SC-A/SF-A　・ SC-B/SF-A

品質　JIS A5759 による

16 重量シャッター

[5.9.2][表 5.9.1]

シャッターの種類	
・ 一般重量シャッター	耐風圧　強度　）N/m²
・ 外壁用防火シャッター	耐風圧　強度　）N/m²
・ 屋内用防火シャッター	
・ 屋内用防煙シャッター	

開閉機能
※ 上部電動式（手動併用）　・ 上部手動式
危害防止機構　※ 障害物感知装置（自動閉鎖型）　[5.9.2]
・ シャッターの二段降下式
一般重量シャッターのシャッターケース　※ 設ける　・ 設けない　[5.9.2]

17 軽量シャッター

[5.10.2][表 5.10.1]
開閉形式
※ 手動式・上部電動式（手動併用）　・塗装溶融亜鉛 -5% アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯
スラット　材質　※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板　及び鋼帯　[5.10.3]
・ 塗装溶融亜鉛 -5% アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯
形状　※ インターロッキング形　・ オーバーラッピング形　[5.10.4]
ガイドレール等　[表 5.10.2]
※ 鋼板製　・ ステンレス製 SUS 304（厚さ 1.5mm）
耐風圧 強度　（　）N/m²

18 オーバーヘッドドア

[5.11.2～4][表 5.11.1～2]

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ※ ステンレス鋼板（SUS 304）

耐風圧性能（　）Pa

6 内装改修工事

①改修範囲

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲　[6.1.3]
・ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
※ 図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
・ 壁面より周側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
※ 図示の範囲
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
・ 既存のまま
※ 図示の範囲

②既存床の撤去並びに下地補修

ビニル床シート等の除去　※ 仕上げ材のみ（接着剤とも）　[6.2.2]
・ 下地モルタルとも（※ 図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法　・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　※ 改修箇所の室内

③既存壁の撤去並びに下地補修

開仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　[6.3.2][4.4.9]
※ 図示
・ モルタル塗り（塗り厚 25mm を超える場合の補強　※ 行う　・ 行わない）

4 木下地等 G

木材の品質　[6.5.2][表 6.5.2～3]
※ 改修標仕 6.5.2 による　・ 市販品
間伐材等　・使用する（使用箇所　）
現場搬入時の木材の含水率　※A種　・B種
樹種　※ 改修共仕表 6.5.4 による
・ 代用樹種を適用しない箇所（　）
保存処理木材を適用する箇所（　）　[6.5.2][表 6.5.4]
間伐材等：間伐材、林地残材又は小径木であること。

5 集成材等 G

[6.5.2]

種別	施工箇所	強度等級・材面の品質 性能・使用環境・樹種名・規格等	間伐材等の適用
・ 構造用集成材		※図示	・
・ 構造用短板積層材		※図示	・
・ 造作用集成材		※図示	・
・ 化粧ばり造作用集成材		※図示	・

ホルムアルデヒドの放散量　※ 規制対象外　・ 第三種
間伐材等：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。

⑥接着剤

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。　[6.5.2]
※ 木工事に使用する接着剤
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外　・ 第三種

※ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤　[6.8.2][6.14.2]
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外　・ 第三種

7 防腐・防蟻処理

※防腐処理　※ 行う（※ 図示　・　）　[6.5.2]
種類、品質（　）
・防蟻処理　・ 行う（※ 図示　・　）
種類、品質（　）

8 床板張り用合板及びその他の合板 G

[表 6.5.11]

種別	施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表板の樹種名・品質等級・性能等	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
・ 普通合板			※ 1類 ・ 2類	※図示	・ あり ・ 薬剤処理 ・ なし ・ 防炎処理		・
・ 構造用合板			・ 特類 ※ 1類	※図示	・ あり ・ 薬剤処理 ・ なし ・ 防炎処理		・
・ 天然木化粧合板			・ 1類 ・ 2類	※図示	・ あり ・ 薬剤処理 ・ なし ・ 防炎処理		・
・ 特殊加工化粧合板			・ 1類 ・ 2類	※図示	・ あり ・ 薬剤処理 ・ なし ・ 防炎処理		・

間伐材等：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。

⑨軽量鉄骨天井下地　野縁等の種類 [6.6.2][表 6.6.1]
屋外（・19形 ※25形） 屋内（※19形 ・25形）
既存の埋込インサート ⊙使用する ・使用しない [6.6.3〜4]
あと施工アンカーの材料 ・金属系アンカー ※接着系アンカー [6.6.4]
穿孔前の埋設配管・配線および鉄筋調査
範囲 ・図示
※あと施工アンカー施工箇所全て
方法 ※位置の墨出しを行い、穿孔前に電磁波レーダー法又は電磁波誘導法による埋設配管・配線等および既存鉄筋の調査を行う。
穿孔機械は金属検知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する
あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない
※ 天井ふところ 1．5ｍ 以上の場合は吊りボルトの補強を行う
※ 天井ふところ 3．0ｍ を超える場合の補強 ※ 図示
耐震性を考慮した補強 ※図示
屋外軒天井及びピロティ一天井等における耐風圧性を考慮した補強 ※ 図示

⑩軽量鉄骨壁下地　スタッドの高さが 5ｍ を超える場合 ※ 図示 [6.7.3]［表 6.7.1］

11 床用塗料塗り　材料 ウレタン樹脂系塗料 （※標準色 ・ ）
仕上種別 ※平滑仕上げ ・防滑仕上げ
塗布量 プライマー塗りのうえ主剤２回塗りとし、総塗布量は0.5kg/㎡以上とする

12 防塵用塗料塗り　材料 水性アクリル系塗料 （※標準色 ・ ）
仕上種別 コーティング（ローラー刷毛塗り）
塗布量 主剤２回塗りとし、総塗布量は0.25kg/㎡以上とする

⑬ビニル床シート張り G [6.8.2]

種 類	JIS の記号	色 柄	厚さ(mm)
※ 発泡層のないもの	※ FS（複層ビニル床シート）［旧：NC（ビニル床シート）］	※ 無地 ⊙マーブル柄 ・柄物（抗菌仕様）（ｶｼﾞﾏﾌﾛｱﾊﾞｰﾏﾘｭｰﾑｾﾗﾐｯｸ程度）	※ 2.0
・発泡層のあるもの	・	・無地 ・柄物	・
	・	・無地 ・柄物	・

工法 ※ 熱溶接工法 ・突付け（施工箇所： ） [6.8.3]

14 ビニル床タイル張り G [6.8.2]

種 類	JIS の記号	色 柄	厚さ(mm)
※ 接着形	※ KT（ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）［旧：CT（ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ（半硬質））CTS（ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ（軟質））］	※無地 ・柄物	※ 2.0
	・FT（複層ビニル床ﾀｲﾙ）［旧：HT（ﾎﾓｼﾞｪﾈｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）］	・無地 ・柄物	・
・置敷形	・	・無地 ・柄物	・
	・	・無地 ・柄物	・

15 特殊機能床材 G [6.8.2]

種 類	特殊機能	色 柄	厚さ(mm)
※ KT（ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）［旧：CT（ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ（半硬質））］	帯電防止	※ 無地 ・柄物	※ 2.0
・FT（複層ビニル床ﾀｲﾙ）［旧：HT（ﾎﾓｼﾞｪﾈｽﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ）］	帯電防止	・無地 ・柄物	※ 4.0 又は 4.5
・	・帯電防止・耐動荷重・耐薬品	・無地 ・柄物	・

性 能
帯電防止 帯電防止性能評価値（JIS A 1455） 1.2以上〜3.2未満
または体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}〜1×10^{10}程度
耐動荷重
耐薬品

16 視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材） ブロックパターンは JIS T 9251 による
色彩は黄色を原則とする
屋 内 ※ 塩化ビニル製 ・磁器又はせっ器質タイル（※ 300 ・ ）
・レジンコンクリート製
屋 外 ※ レジンコンクリート製 ・磁器又はせっ器質タイル（※ 300 ・ ）

⑰ビニル幅木　高さ(mm) ・60 ⊙75 ・100 [6.8.2]

18 合成樹脂塗床 [6.10.3][表 6.10.3〜7]

種 別	仕上げの種類
・弾性ウレタン樹脂系塗床材	※ 平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂系塗床材	※ 薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※ 平滑 ・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※ 平滑 ・防滑） ・防滑仕上げ

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外 ・第三種

19 フローリング張り [6.11.2〜7][表 6.11.1〜4]

種 別	材 種	工 法	仕上げ塗装等	間伐材等の適用
※天然木化粧複合フローリング G	※ なら	※ 釘どめ工法（C種）	※ 塗装品	・
・単層フローリング G	・ひのき		・無塗装品	・
	・	・	・	・
	・	・	・	・

ホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外 ・第三種
間伐材等：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。

20 畳敷き [6.12.2、3][表 6.12.1]

下地の種類	畳の種別
改修框仕 表 6.5.9 による床組	※ Ｂ種
ポリスチレンフォーム床下地 （ノンフロン G）	※ Ｃ種

畳表及び畳床は VOC 含有量が少ないものとする

21 ポリスチレンフォーム床下地材　ノンフロンのもの G
畳下地 厚さ(mm) ※40 ・65 ・80 (不燃)
フローリング類 厚さ(mm) ※80 ・95 (不燃)

22 カーペット敷き [6.9.2〜3][表6.9.1〜2]
・織じゅうたん

種 別	パイル形状	色柄等	備 考
・Ａ種	・カットパイル	※ 無地	
・Ｂ種	・ループパイル	・柄物（標準品）	
・Ｃ種	・カット、ループパイル併用	・	

耐電性 ※ 人体帯電圧３kV以下

・タフテッドカーペット [6.9.2〜3][表 6.9.2]

パイル形状	パイル長(mm)	工 法	備考
・カットパイル	※ 5〜7 ・	※ 全面接着工法	
・ループパイル	※ 4〜6 ・	・グリッパー工法	
・カット、ループ併用	・		

耐電性 ※ 人体帯電圧３kV以下

・タイルカーペット [6.9.2〜3][表 6.9.2]

パイル形状	種 類	種 類	総厚さ(mm)	備 考
※ ループパイル	※ 第一種 ・第二種	※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・カットパイル				
・カット・ループ併用				

㉓せっこうボードその他のボード張り [6.13.2][表 6.13.1]

種 類	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板 G	・15 ・20 ・25
・普通木毛セメント板 G	・15 ・20 ・25
・硬質木片セメント板 G	・15 ・20 ・25
・普通木片セメント板 G	・30 ・
・けい酸カルシウム板	※0.8FKタイプ2（無石綿） （・6・8・）
	・化粧ボード 0.8Fkタイプ2（無石綿）（・6・）
・ロックウール化粧吸音板	※ フラットタイプ （※ 9(不燃) ・12 ・ ）
	・ 凹凸タイプ（※ 12（不燃）・15 ・19 ・）
・せっこうボード	※ 12.5(不燃) ・9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	9.5(不燃) 化粧無（下地張り用）
	化粧有（トラバーチン模様）
⊙シージングせっこうボード	※12.5（準不燃） ※ 9.5(準不燃)
・強化せっこうボード	12.5（不燃） 15.0（不燃）
・せっこうラスボード	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	12.5（不燃）幅 440mm 程度 模様（※ 柾目 ・板目） 専用下地材付き
・普通合板（難燃処理） G	・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）
・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による 厚さ ※1.2
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ G	・3 ・7 ・9 ・12
・単板張りパーティクルボード G	・無研磨板 VN ・研磨板 VS ・10 ・12 ・15 ・18
・ハードボード（素地） G	・素地 ・RN-HB ・RS-HB ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・インシュレーションボード G	・T-IB ・A-IB ・S-IB ・9 ・12 ・15 ・18
・ロックウール吸音ボード 1号	※ 25
・グラスウール吸音ボード32K	※ 25

合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外 ・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
・適用する （・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）

㉔壁紙張り [6.14.2]

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維(織物)	プラ(ビニル)	その他(化学繊維)	無機質	防火性能	備考
脱衣室	・	・	・	・	⊙	⊙不燃・準不燃・難燃	ﾘﾘｶﾗ LY-19092程度
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

素地ごしらえ [6.14.3][表 7.2.4][表 7.2.7]
モルタル、プラスター面 ※ＲＢ種 ・ＲＡ種（施工箇所： ）
せっこうボード面 ※ＲＢ種 ・ＲＡ種（施工箇所： ）
壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・第三種

㉕モルタル塗り材料　吸水調整材 [6.15.3]

全固形分（%）	吸水性（g）	接着強度(N/mm)^2	界面破断率（%）
表示値±１．０以内	３０分間で１ｇ以下	１．０以上	５０以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。

防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）
防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤 （JIS A 1404 による試験）

混合割合	凝 結 時 間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201 の試験 8 において 始発 1 時間以上 終結 10 時間以内	70%以上	95%以下	80%以下 ２９４．０ KPa/h

膨張性のひび割れおよびそりがないこと。 JIS R 5201 の試験 9
既製目地材 ※ 適用しない ・適用する

26 陶磁器質タイル張り　タイルの種類 [6.16.3]

主な用途による区分 施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 あり	なし	色 標準	特注	再生材の適用 G	耐凍害性 あり	なし	備考
汚重石	図示	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	TOTO YH1-R85 程度
		-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする
タイルの見本焼き ※ 行わない ・行う
内装タイル ※ 壁タイル接着剤張り ・積上げ張り

27 断熱材 (19.9.2〜3)

種 類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・押出法ポリスチレンフォーム保温材	※ ２種ｂ	※ 一般部 ・	※ 25 ・ ノンフロンのもの G
	※ ３種ｂ（スキン層付）	・接地部分 ・	※ 25 ・ ノンフロンのもの G
・フェノールフォーム保温材	※ Ａ種		・ ノンフロンのもの G
・現場発泡断熱材	※ A種1	※ 断熱材補修部分	—— ノンフロンのもの G
		・一般部 ・	※ 25 ・ ※ 難燃性

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材
のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外 ・第三種

28 浴室天井材　市販品

材 質	表面仕上げ	性 能	幅(mm)	備 考
※ アルミニウム製	※ 焼付け塗装品	準不燃品	※ 200	回り縁は種付きとし、製造所の標準品とする。
	・ アルマイト処理品		・ 100	

29 フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	構 法	仕上り高(mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材	備 考
2階 事務室	・パネル構法 ・溝構法	50	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	
	・パネル構法 ・溝構法		・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	

耐震性能 5000N、高さ 300 以上については、平成元年建設省告示第 1322 号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。
表面仕上げ材の品質・規格等は、各内装工事による
スロープ及びボーダー ※ 製造所の標準仕様 ・図示
コンセント等の取付け対応 ※ 製造所の標準仕様 （コンセント本体は別途設備工事）
コンセントの箇所数は図示
配線用取り出しパネル 配線取り出し開口：パネル１枚につき 40mm×80mm 程度の開口１ヶ所以上
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
※ 20〜30 パーセント
空調用吹き出しパネル ※ 無し
・ 有り（※ 固定式 ・可変式 ：施工箇所は図示） (20.2.3)

30 可動間仕切

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面 仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ・パネル式	・	※ 鋼板（※ 0.6 ・ 0.8）・	※ メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・	・ あり （ ） ・ なし	・ あり ・ なし

31 移動間仕切 (20.2.4)

遮音性能	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		※ 鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式 ・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ（36db 以上）		※ 鋼板	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式 ・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は 22 壁紙張りによる
遮音性能は JIS A 6512 の遮音試験に準拠する

32 トイレブース　表面仕上げ材 ※ メラミン樹脂系化粧板（標準色 アルミ製コーナーエッジ付き） (20.2.5)
・ポリエステル樹脂系化粧板
足形状 ※幅木型 ・足金物型

33 階段滑止め　材 種 ステンレス SUS 304 (20.2.6)
形 状 ビニルタイヤ入り
両端フラットエンド ※ 有り（・ステンレス製 ※ ビニル製） ・無し
幅(mm) 約 35
取付け工法 ※ 接着工法 ・埋込み工法

34 階段手すり

種 別	施工箇所
※ 集成材クリアラッカー仕上げ（市販品 径 約 45mm）	
・ビニル製ハンドレール（幅 約 50mm）	

製造所 監督職員の承諾する製造所

35 黒板及びホワイトボード (20.2.8)

種 類		寸法(mm)	色 彩	備 考
・黒板	※ 焼付け		※ 緑・黒	※ 平面 ・曲面 ・ｽｸﾘｰﾝ付引分
			※ 緑・黒	
・ホワイトボード	※ ほうろう		※ 白	※ 平面 ・曲面 ・ｽｸﾘｰﾝ付引分

36 表示 (20.2.10)
衝突防止表示 ※ 図示（市販品 ※ ステンレス製 径約 30mm ・ ）
（※ 両面 ・片面）
・無し
表示標識 案内用図記号については JIS Z 8210 による
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とする。
（法令に基づく表示については、法に適合するものとする）
製造所 監督職員の承諾する製造所

37 ブラインド
・既存再使用する（養生方法： ） [2.3.1][5.1.6]
・新設する (20.2.12)

形 式	種 類	スラットの材質	スラットの幅(mm)
※ 横型	※ ギア式 ・コード式 ・操作棒式	※ アルミニウム合金製 ・	※ 25
・縦型	・１本操作コード ※ ２本操作コード	・アルミスラット ・クロススラット	・ 80 ・ 100

38 ロールスクリーン　防炎性能 ※ 有り
製造所 性能の確認できる資料を監督職員に提出する (20.2.13)

施工箇所	装 置 電動	手引	性 能（防炎性能）	備 考
	・	・		
	・	・		
	・	・		

39 カーテン
・既存再使用する（養生方法： ） [2.3.1][5.1.6]
・新設する (20.2.14)

施工箇所	形 式 片引	引分	装 置 電動	ひも引	手引	ひだの種類	性 能	備 考
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			

40 カーテンレール
・既存再使用する [5.1.6]
・新設する (20.2.14)
材 種 ※ アルミニウム製 ・ステンレス製

41 ブラインドボックス及びカーテンボックス
・既存再使用する [5.1.6]
・新設する
・市販品（アルミニウム製 押出し型材）
溝幅×深さ(mm) ・90×150 ・120×80 ※ 120×150 ・150×80 ・
色彩 ※ Ｂ−１ ・Ｂ−２（※ ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー）
・図示

42 天井点検口　材 質 アルミニウム製（※ 額縁タイプ ・目地タイプ）

43 床点検口　材 質 アルミニウム製（受け枠 ※ アルミ製 ・ステンレス製）

44 鋼製書架及び物品棚

種 類	規格等	JIS による種類
・鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	・１種 ・２種 ・３種
・鋼製物品棚		・４種 ・５種 ・６種

45 くつふきマット　市販品
材 質 ・塩化ビニル製（コイル状 ステンレス製受枠） ・ビニル製（ステンレス製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠とも） ・ステンレス製（受枠とも）

46 流し台ユニット

種 類	寸法（Ｌ＝ mm）	適用内容	規格・品質等
・流し台	※ 1200 ・1500 ・1800	トラップ付き	※ 優良住宅部品（ｾｸｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝⅠ型）
・コンロ台	※ 600 ・700 ・	ﾊﾞｯｸｶﾞｰﾄﾞ ※ 有り	・
・つり戸棚	※ 1200 ・900 ・600		・
・水切り棚	※ 1200 ・900	ｽﾃﾝﾚｽ製 ※ １段式	※ 市販品

47 屋内掲示板　枠の材質 ※ アルミニウム製
表面の材質 ※ 塩ビ発泡シート張り

48 洗面カウンター　材 種 ・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材） ・人工大理石
奥行き(mm) ・約 450 ・約 600
(12.2.2) (19.7.2)

49 収納家具　材質
形状・寸法 ※ 図示
合板類、MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外 ・第三種

50 防煙垂れ壁
・固定式

材 質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備 考
※ 網入り磨板ガラス ・ 線入り磨板ガラス	※ 6.8 ・	※ 500 ・	アルミ製枠付き

・可動式

種 類	材 質	高さ(mm)	備 考
・垂直降下式（巻取り型）	※ 不燃布（不燃認定品）	※ 500 ・ 800 ・	ガイドレール ※ 固定式（壁埋込型） ・ 可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※ 500 ・ 800 ・	表面仕上げ ※ 天井材張り ・

降下機構 煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

①材料　屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。
ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外 ・第三種

②下地調整 [7.2.2〜7][表 7.2.1〜7]

下地面の種類	下地調整の種別	備 考
木部	・ＲＡ種 ※ＲＢ種	
鉄鋼面	・ＲＡ種 ※ＲＢ種	
亜鉛めっき面	・ＲＡ種 ※ＲＢ種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※ＲＢ種 ・ＲＣ種	
モルタル、プラスター面	・ＲＡ種 ※ＲＢ種	
コンクリート、ＡＬＣパネル面	・ＲＡ種 ※ＲＢ種	(2-UE)、(2-ASE) 及び (2-FUE) は除く

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表 7.2.4〜6]
※ 行わない ・行う（補修範囲及び補修方法は図示）

③錆止め塗料塗り　塗料種別 [7.3.2]

鉄鋼面錆止め塗料	EP-G以外	※Ａ種 鉛・クロムフリー錆止めペイント１種
	EP-G	※Ｂ種
亜鉛めっき面錆止め塗料	EP-G以外	※Ｂ種
	EP-G	※Ｃ種

7 塗装改修工事等

④塗装塗り　[7.4.2～7.15.2][表7.4.1～7.15.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	木部（外部）	※ B 種 [7.4.3]	※ A 種 [7.4.3]
	木部（内部）	※ B 種 [7.4.3]	※ B 種 [7.4.3]
	鉄鋼面	※ B 種 [7.4.4]	・A種 ・B種 [7.4.4]
	亜鉛めっき鋼面	※ B 種 [7.4.5]	※ B 種 [7.4.5]
	鋼製建具	※ A 種 [7.4.5]	※ B 種 [7.4.5]
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）	屋内木部	[7.6.2]	
	鉄鋼面	[7.6.3]	
	亜鉛めっき鋼面	[7.6.3]	
・アクリル樹脂系水分散系塗料塗り（NAD）	屋内のコンクリート面・モルタル面	※ B 種 [7.7.2]	※B種 (18.6.2)
・耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面 上塗り ・１級（ふっ素樹脂塗料） ・２級（ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料） ・３級（ｶﾞﾗｽﾘﾝ樹脂塗料）	・A種 ・B種 ・C種 [7.8.2]	※A種 [7.8.2]
	亜鉛めっき鋼面 上塗り ・１級（ふっ素樹脂塗料） ・２級（ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料） ・３級（ｶﾞﾗｽﾘﾝ樹脂塗料）	・A種 ・B種 ・C種 [7.8.3]	※A種 [7.8.3]
	コンクリート面	・A－１種・A－２種 ・B－１種・B－２種 ・C－１種・C－２種 [7.8.4]	・A種 ・B種 ・C種 (18.7.4)
	押出成形セメント板面	・A－１種・A－２種 ・B－１種・B－２種 ・C－１種・C－２種 [7.8.4]	・A種 ・B種 ・C種 (18.7.4)
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	屋内木部	※ B 種 [7.9.3]	※ A 種 [7.9.3]
	屋内鉄鋼面	※ B 種 [7.9.4]	・A種 ・B種 [7.9.4]
	屋内亜鉛めっき鋼面	※ B 種 [7.9.5]	・A種 ・B種 [7.9.5]
	コンクリート面	※ B 種 [7.9.2]	・A種 ・B種 [7.9.2]
	モルタル面	※ B 種 [7.9.2]	・A種 ・B種 [7.9.2]
	プラスター面	※ B 種 [7.9.2]	・A種 ・B種 [7.9.2]
	せっこうボード面	※ B 種 [7.9.2]	・A種 ・B種 [7.9.2]
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）	塗装面	※ B 種 [7.10.2]	・A種 ・B種 [7.10.2]
	コンクリート面	※ B 種 [7.10.2]	・A種 ・B種 [7.10.2]
	モルタル面	※ B 種 [7.10.2]	・A種 ・B種 [7.10.2]
	プラスター面	※ B 種 [7.10.2]	・A種 ・B種 [7.10.2]
	せっこうボード面	※ B 種 [7.10.2]	・A種 ・B種 [7.10.2]
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）	屋内コンクリート面・モルタル面 プラスター面・せっこうボード ・木部等	・A種 ※B種 ・C種 [7.11.2]	・A種・B種 [7.11.2]
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	木部	・A種 [7.12.2] ※B種	・A種 ※B種 [7.12.2]
・クリアラッカー塗り（CL）	木部	・A種 [7.5.2] ※B種	・A種 ※B種 [7.5.2]
・オイルステイン塗り（OS）	木部	[7.13.2]	[7.13.2]
・木材保護塗料塗り（WP）	木部	・A種 [7.14.2] ※B種	・A種 ※B種 [7.14.2]

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　※１種　[7.4.2]

9 環境配慮改修工事

1 アスベスト含有分析調査　分析によるアスベスト含有建材の調査　[9.1.1]
・行う（下表による）

材料名	調査方法（１材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析 ・定量分析
	※ 定性分析 ・定量分析
	※ 定性分析 ・定量分析
	※ 定性分析 ・定量分析

採取箇所　※　図示
分析対象
※ アスベスト ６ 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）
分析方法
※ JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
分析結果については、監督職員に提出すること。

2 ｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん濃度測定　アスベスト粉じん濃度測定　[9.1.1]
・行う（測定名称及び測定点は下表による）
測定箇所　※　図示

測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
・測定 1	処理作業前	処理作業室内	各　点	－
・測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	－
・測定 3	処理作業中	処理作業室内	各　点	－
・測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	各　点	空気の流れを確認
・測定 5		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各　点	除じん装置の性能確認
・測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	－
・測定 7	処理作業後	処理作業室内	各　点	－
・測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	－
・測定 9	処理作業後ｼｰﾄ	処理作業室内	各　点	－
・測定 10	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計　点	－

3 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付け材の除去（レベル1）　アスベスト含有吹付け材の除去　[9.1.3]
・行う　除去方法は 9.1.3 による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。
除去物及び汚染物質等
処理方法
※ 密封処理（二重袋梱包）
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
・ セメント固化

4 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の除去（レベル 2）　アスベスト含有保温材の除去　[9.1.4]
・ 行う
作業上の隔離
・ 行う
・ 行わない

5 ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の除去（レベル 3）　アスベスト含有成形板の除去　[9.1.5]
・ 行う

8 耐震改修工事等

<一般事項>
1 適用範囲　※改修特記仕様書１　仕様書　Ⅰ工事概要 3.工事種目に掲げる下記の工事種目番号　[8.1.1]
（番号○～番号○までの工事種目）のうち、改修標仕8.1.1適用範囲に定める工事内容
・改修特記仕様書１　仕様書　Ⅰ工事概要 3.工事種目に掲げる下記の工事種目番号
（番号○～番号○までの工事種目）のうち、改修標仕8.1.1適用範囲に定めるもの以外の工事内容

<鉄筋>
2 鉄筋の種類　[8.2.1][表8.2.1]

規格の名称	種類の記号	使用箇所	呼び径（mm）	
鉄筋コンクリート用棒鋼（異形鉄筋）	・ SD295A	便所床スラブ	※ D16以下	
	・ SD345		※ D19以上	

3 溶接金網　形状等　[8.2.2]

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径（mm）	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

4 鉄筋の継手　継手方法　[8.3.4]

適用箇所	継手方法と適用径の範囲
・柱主筋	・ガス圧接（D19以上）
・梁主筋	・ガス圧接（D19以上）
・耐力壁	・重ね継手
・基礎スラブ、耐圧スラブ、土圧壁など	・ガス圧接（　　）
	・重ね継手（　　）

鉄筋の継手位置　[8.3.4][表8.3.2][表8.3.3]
・構造図（　　）による
・
重ね継手
主筋及び耐力壁の重ね長さ
・構造図（　　）による
・

5 帯　筋　組立の形の種別　[8.3.4]
・構造図（　　）による
・

6 鉄筋のかぶり厚さ　最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う）　[8.3.5][表8.3.6]
※改修標仕表8.3.6による
・構造図（　　）による
・
柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無
・無し
・有り　適用箇所（　　）
主筋のかぶり厚さ
・最小かぶり厚さ（　　）mm
特殊な要求性能におけるコンクリートの部分（耐久性上不利な部分）
・無し
・有り　適用箇所（　　）
・改修標仕表8.3.6に加える厚さ　（　　）mm
・

7 圧接完了後の試験　[8.3.8][5.4.9)(5.4.10)
・超音波探傷試験
箇所数
・全圧接部
適用箇所
・構造図（　　）による
・標仕5.4.9(2)(i)による箇所数
適用箇所
・構造図（　　）による
・引張試験　(5.4.9)(5.4.10)
適用箇所
・構造図（　　）による

<コンクリート>
8 コンクリートの類別及び強度　レディーミクストコンクリートの類別　[8.1.3][8.1.4][表8.1.1]
※Ⅰ類 ・Ⅱ類
※ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc（N/mm²）	気乾単位容積質量（t/m³）	スランプ（cm）	適用箇所
・ 21 ※ 24	2.3種度	15 又は 18	
		18	
・ 18	2.3種度	15 又は 18	

9 普通コンクリートの材料　セメントの種類　[8.2.5][表8.2.3]

セメントの種類	適用箇所
※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	
・ 高炉セメントB種 G ・ フライアッシュセメントB種 G	

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7日	352J/g以下
	28日	402J/g以下

使用骨材のアルカリシリカ反応性による区分　[8.2.5]
※A
・B（コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m以下）

10 混和材料　[8.2.5][8.5.8]
・ 混和剤　（JIS A 6204に適合するＡＥ剤、ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分はⅠ種とする。）
・ 混和材　（JIS A 6201に適合するフライアッシュのⅠ種又はⅡ種、JIS A 6206に適合する高炉スラグ微粉末又はJIS A 6202に適合する膨張材）

11 モルタル及びグラウト材　・構造体用モルタル　[8.2.10][8.5.10]
材料
・改修標仕[8.2.5]
圧縮強度
・構造図（　　）による
フロー値
・構造図（　　）による
・グラウト材　[8.2.10]
・無収縮グラウト材（プレミックス形及び現場調合形）
圧縮強度
・構造図（　　）による
※下表

無収縮グラウト材の材質等

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。ただし、現場調合形に使用される砂の乾燥状態については、規定しない。

無収縮グラウト材の品質及び試験方法

コンシステンシー	Jロートによる流下時間 練混ぜ完了から３分以内の値は　８±２秒
ブリージング	練り混ぜ２時間後のブリージング率　：　２．０%以下
凝結時間	凝結開始時間　１時間以上 終結時間　１０時間以内
無収縮性	材齢７日　収縮しないこと
圧縮強度	材齢３日　２０N/mm 以上 材齢２８日　４０．０N/mm 以上
付着強度	材齢２８日　２．５N/mm 以上
塩化物量	０．３０kg/m 以下
試験方法	１）日本道路公団規格（JHS）312－1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。なお、プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。 ２）塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

12 型枠　せき板の材料　[8.2.6]
・合板
コンクリート及びグラウト打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督職員と協議すること
・床型枠用鋼製デッキプレート
・
スリーブの材種　[8.2.6]［表8.2.4］
・改修標準仕様書 8.2.6(f)(2)及び改修標準仕様書 表8.2.4による　・
打増し厚さ　[8.7.9]
・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
・ 20mm
・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
・10mm　・20mm
・外装タイル後張り面の打増し処理
・ 20mm
打増し範囲
・意匠図による
・構造図（　　）による（床型枠用鋼製デッキプレートの梁側面の打増し部に限る。）

13 無筋コンクリート　コンクリートの種類　(6.14.1～3)
※普通コンクリート

設計基準強度 Fc（N/mm²）	スランプ（cm）	セメントの種類	適用箇所
※18 ・	※15 又は18 ・	・普通ポルトランドセメント 又は混合セメントのA種	・
		・高炉セメントB種	・
		・フライアッシュセメントB種	

<あと施工アンカー>

14 あと施工アンカーの材料　あと施工アンカーの材料　[8.2.4]［表8.2.1］
・金属系アンカー（耐震補強用）
※接着系アンカー
接着剤の品質　※有機系　・無機系
アンカー筋の種類　・改修標仕8.2.1の異形棒鋼　・全ねじボルト

15 あと施工アンカーの穿孔　穿孔前の既存鉄筋および埋設配管・配線等の探査　[8.11.2]
範囲　・構造図（　　）による
※あと施工アンカー施工範囲全て
方法　※穿孔前に電磁波レーダー法又は電磁波誘導法による既存鉄筋および埋設配管・配線等の探査を行い、位置の墨出を行う
・はつり出しによる
穿孔機械（金属検知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する）
※ハンマードリル
・コアドリル
既存コンクリートの不良箇所の確認
※アンカー施工部位の既存コンクリートは目荒らし後、目視及び打診により状況を確認し、じゃんかや等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

16 あと施工アンカーの施工確認試験　試験方法　[8.11.5]
・引張試験
・
確認強度
・構造図（　　）による

<鉄骨>

26 耐火被覆材　種別等　(7.9.2～7)[8.17.2]

種別	材料・工法	適用箇所（部位・部分）
・ 耐火材吹付け	・ 乾式吹付けロックウール	
	・ 半乾式吹付けロックウール	
	・ 湿式ロックウール	
	・	
	・	
・ 耐火板張り	・ 繊維混入けい酸カルシウム板	
	・	
・ 耐火材巻付け	・ 高耐熱ロックウール	
	・	
・ ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り	－	

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。

性能

性能	適用箇所（部位・部分）
・ 30分耐火	
・ 1時間耐火	
・ 2時間耐火	
・ 3時間耐火	

関東農政局　水戸地域センター
茨城県水戸市北見町１－９

承認	設計	担当	

縮尺
設計年月日　Ｈ２５．１１

工事名称　水戸地域センター庁舎別館給排水設備改修その他工事
図面名称　改修特記仕様書（4）

No. D-06

特　記　仕　様　書　（電気設備工事）

Ⅰ　工　事　概　要

1．工事名　　水戸地域センター庁舎別館給排水設備改修その他工事

2．工事場所　　茨城県水戸市北見町１－９

3．建設工事その他概要（建物名称，構造，建築面積，延べ面積）

建物名称	水戸地域センター庁舎別館	
構　造	鉄筋コンクリート　造	造
階　数	地上　3　階	階
建築面積	310.82　㎡	㎡
延べ面積	953.56　㎡	㎡

4．工事項目　（　工事範囲は ◎ 印を適用する）

- ・高圧受電設備工事
- ・自家発電設備工事
- ・低圧引込設備工事
- ・電話引込設備工事
- ・電灯動力幹線設備工事
- ・動力設備工事
- ◎電灯コンセント配線設備工事
- ◎照明器具設備工事
- ・放送設備工事
- ・テレビ共聴設備工事
- ・電話配線設備工事
- ・電話機器設備工事
- ・ＬＡＮ設備工事
- ・インターホン設備工事
- ・ナースコール設備工事
- ・電気時計設備工事
- ・非常警報設備工事
- ◎非常照明設備工事
- ・誘導灯設備工事
- ・自動火災報知設備工事
- ・防火扉自動閉鎖設備工事
- ・ガス漏れ警報設備工事
- ・警備配管設備工事
- ・雷保護設備工事
- ・外灯設備工事

Ⅱ　電　気　設　備　工　事　仕　様

1．共　通　事　項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は次による。　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書」（電気設備工事編　最新版）（以下「標準仕様書」という。）
「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編　最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）
「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編　最新版）（以下「標準図」という。）

2．特　記　事　項

(1)特記事項で※印，◎印，・印のある場合の適用は，下記による。
◎印の付いたものを適用する。
◎印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
◎印と※印の付いた場合は，共に適用する。
・印のついたものは適用しない。

(2)建築工事，機械設備工事は，別記各工事の特記仕様書による。

Ⅲ　特　記　仕　様

第１章　　一　般　共　通　事　項

1．技術者等
建設工事請負契約書並びに茨城県建設工事施工適正化指針に基づく現場代理人及び技術者
（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を選定する。

2．施工従事者
次の職種別施工従事者を適用する。
◎　電気工事士　　・　消防設備士　　・　電気通信工事担任者　　・　施工管理技士
・　特殊電気工事資格者

3．工事実績情報の登録（CORINS）　　・　適用する

4．設計図書の優先順位　(1)現場説明に対する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面
(5)標準仕様書及び改修標準仕様書

5．機材等
（1）本工事に使用する機材等は　　（社）公共建築協会発行「設備機材等品質　　性能評価名簿」による。
（2）茨城県リサイクル建設資材評価認定制度で認定されたリサイクル建設資材については茨城県
リサイクル建設資材率先　　利用指針により率先利用に努めるものとする。
（3）国等による環境物品等の推進等に関する法律（グリーン購入法）により，県が定める「特定調達品目」
について，環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めるものとする。
（4）上記の条件を満たすものが県産品で確保できる場合においては，その優先使用に努めるものとする。

6．機材の検査
機材は種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし，軽易な機材については，監督職員の承諾を
受けて検査を省略することができる。

7．機材の試験
設計図書に定められた場合，又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが
証明できない場合には，試験を実施する。
試験方法は，JIS，JEC，JEM等に定めのある場合は，これによる。試験完了後，試験成績表を
監督職員に提出する。監督職員が必要と認める場合には，試験に立ち会う。

8．建設発生土の処理等
・　構内適正処理　（・　構内の指示する場所に敷き均し　・　構内の指示する場所にたい積）
・　構外搬出適正処理　　（付記事項参照）

9．発生材の処理等
・　引き渡しを要するもの（　　）
・　構外搬出とし，関係法令に準拠し適切に処理し，監督職員に報告する。
※　産業廃棄物を運搬する際は，車両の両側面に運搬車である旨の表示をし，関係書類を携帯する。
※　撤去した照明器具の安定器は，PCBを含まないことを確認のうえ，処理する。
・　再生資源化するもの　・照明器具及びランプ・電線ケーブル・配電盤　・その他（　　）

10．下請負人通知
建設工事請負契約書及び茨城県建設工事適正化指針に基づく下請負人通知書を，提出する。

11．監督職員事務所　　※　設けない　・　設ける（　　号），注（　　号）は建築工事共通仕様書による。

12．官公署その他への手続き
工事の施工に必要な官公署及びその他への手続きは，速やかに行う。

13．施工図等の取り扱い
施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に委譲するものとする。

14．提出書類
建設業法等で規定された関係書類のほか，下記の書類を提出する。
・　工事カルテ（CORINS）受領書の写し
※　火災保険等に加入したことを証明できる書類
・　建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書
◎　実施工程表
◎　施工計画書
※　施工体系図　　（施工体制台帳の有無に関わらず作成）
◎　施工図　　（監督職員との協議により作成）
◎　使用機材メーカー一覧表
◎　機器製作図
◎　産業廃棄物処理関係書類
（処理フロー図（種類，数量），マニフェストの写し，委託契約書の写し，許可証の写し
運搬経路図，運搬車両一覧表，写真（積込，運搬中，荷下ろし））
・　建設副産物実態調査に関するデータ保存FD及び出力調査票
※　工事写真
撮り方は建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編」を参考
※　完成写真　（A4版台紙）
※　完成図　　1．原図　　1部
2．青焼(白焼)製本　　1部
3．縮小版(A3)製本　　2部
※　CD-R　　完成図面，完成写真等を収録。
※　完成図書　A4ファイルに下記書類を綴じる
1．使用機材メーカー一覧表　2．施工従事者資格証の写し　3．官公署等届出書の写し
4．機器完成図，検査合格証，取扱説明書　5．機器の設計及び施工に関する計算書
6．機器の社内検査成績表　7．現地試験成績表　8．電気設備工事チェックリスト
9．その他　監督職員が必要と認め，指示した書類。

付表1　現地試験成績表

電灯・動力設備工事	電圧測定表(分電盤等) 絶縁抵抗測定表 接地抵抗測定表 照度測定表 コンセント極性試験表 相回転測定表 シーケンス試験
受変電設備工事	耐電圧試験表 絶縁抵抗測定表 接地抵抗測定表 継電器特性試験表 シーケンス試験
発電設備工事	発電設備試験表
構内情報通信網設備(LAN)工事	構内情報通信網設備(LAN)試験表
構内交換設備(電話)工事	構内交換設備(電話)試験表
テレビ共同受信設備工事	テレビ・ラジオ電界強度測定表 画質評価写真
自動火災報知設備工事	消防設備試験表
自動閉鎖設備工事	防火戸自動閉鎖試験表
その他	監督職員の指示

15．工事用電力・用水・その他
本工事に必要な工事用電力，用水その他の費用は全て請負者の負担とする。

16．他工事との取り合い

(1)	鉄筋コンクリートの梁，床，壁貫通のスリーブ補強	・本工事　※別途工事
(2)	埋め込み照明器具天井吊り込み及び補強	・本工事　※別途工事
(3)	開口部補強（分電盤，端子盤等）	・本工事　※別途工事
(4)	点検口	・本工事　※別途工事
(5)	自動火災報知設備の総合盤箱体 （ただし，消火栓箱組み込みの場合）	・本工事　※別途工事
(6)	換気扇	・本工事　※別途工事
(7)	防火シャッター自動閉鎖装置	・本工事　※別途工事
(8)	防火扉自動閉鎖装置（レリーズ）	・本工事　※別途工事
(9)	電気室，発電機室等のピット	・本工事　※別途工事

第　２　章　　施　工　共　通　事　項

1．配管の支持
管の支持間隔は，金属管2m以下，ＰＦ管1m以下，合成樹脂管1.5m以下とする。

2．管の接続
管相互の接続はカップリング又はねじなしカップリングを使用し，ねじ込み，突合せ及び締付けを行う。
また，管とボックス，分電盤等との接続がねじ込みによらないものには内外面にロックナットを使用
して接続部分を締付け，管端にはブッシングを設ける。

3．金属管の接地
配管とボックス，配分電盤，プルボックスの間とボンディングを行い，電気的に接続する。ただし，
ねじ込み接続となる箇所　　及びねじなし丸形露出ボックス，ねじなし露出スイッチボックス等に接続
される箇所は省略してもよい。ボンディング線の　　配線用遮断器定格電流100A以下は2.0 mm２以上
225A以下は5.5mm２以上，600A以下は14mm２以上とする。

4．他配管との離隔
金属管，ダクト，ケーブルは水道管，ガス管と接触しないように施設する。

5．空配管
分電盤及び端子盤から天井裏まで空配管25mm相当を2本立ち上げる。

6．呼び線
空配管には呼び線（1.2mmビニール被覆鉄線）を入れる。

7．配管の清掃
管及びボックスは型枠取外し後，速やかに清掃を行う。

8．プレート
※新金属　　・ステンレス製　　・樹脂製

9．回路番号
専用コンセントにはプレートに電圧，盤名，回路番号を彫刻し墨入れ表示する。

10．配管の塗装
金属管露出配管は指定色塗装とする。（塗装工程撮影）
1.　エッチングプライマー処理　　1回
2.　調合ペイント（JIS K 5516合成樹脂調合ペイント）　2回
※屋内の施工に使用する塗料は，ホルムアルデヒド等放散量区分F☆☆☆☆とする。

11．ケーブルの敷設
1.　ケーブルラック配線
水平部では3m以下，垂直部では1.5m以下の間隔ごとに固定する。ただし，トレー形ケーブルラック
水平部の配線及び二重天井内におけるケーブルラック水平部の配線はこの限りでない。
電力ケーブルは積重ねを行ってならない。ただし，単心ケーブルの依積み及び分電盤2次側の
ケーブルはこの限りでない。
ケーブルを積重ねる場合は，許容電流については必要な補正を行い，積重ね高さは，ケーブル
ラックの高さを超えないものとする。
2.　保護管（金属線ぴを含む）への敷設
垂直に敷設する管路内のケーブルは，支持間隔を6m以下として固定する。
3.　金属トラフへの敷設
ケーブルは，整然と並べ，垂直部では1.5m以下の間隔ごとにケーブル支持物に固定する。
電力ケーブルは，積重ねを行ってはならない。ただし，単心ケーブルの依積み及び分電盤2次側の
ケーブルはこの限りでない。
ケーブルを積重ねる場合は，許容電流については必要な補正を行い，積重ね高さは，0.1mを超え
ないものとする。
4.　ちょう架配線
径間は15m以下とする。
ちょう架は，ケーブルに適合するハンガ，バインド線，金属テープ等によりちょう架し，支持
間隔は0.5m以下とする。
5.　二重天井内配線
ケーブルを支持して敷設する場合，支持間隔を2m以下とする。
ケーブルを集合して束ねる場合は，許容電流について必要な補正を行い，配線の太さに影響を
与えない範囲で束ねる。
ケーブルを支持せずにころがし配線とする場合は，天井下地材及び天井材には，ケーブルによる
過度の荷重をかけないものとし，ケーブルは，その被覆を天井下地材，天井材等で損傷しないよ
うに，整然と敷設する。
弱電流線と接触しないように敷設する。
水管，ガス管，ダクト等と接触しないように敷設する。
6.　二重床内配線
ころがし配線とする。
ケーブルの接続場所は，上部の床が開閉可能な場所とし，床上から接続場所が確認できるマーキ
ングを施す。
弱電流電線と接触しないようセパレータ等で処置を施す。
7.　垂直ケーブル配線
つり方式は，ブーリングアイ方式又はワイヤグリップ方式とする。
ケーブル及びその支持部分の安全率は，4以上とする。　　各階ごとに振止め支持を施す。
ワイヤグリップ方式の支持間隔は，6m以下とする。

8.　造営材沿い配線
ケーブルを造営材に沿わせて敷設する場合の支持間隔は，下表のとおりとし，ケーブル支持材は，
下表のとおりとし，ケーブル支持材は，ケーブル及びその敷設場所に適合するサドル，ステップ
等を使用する。

敷設区分　　支持間隔（m）	
造営材の側面又は下面において水平方向に敷設する もの	1以下
人が触れるおそれがあるもの	1以下
その他の場所	2以下
ケーブル相互並びにケーブルとボックス及び器具との接続箇所	接続箇所から0.3以下

12．ケーブルラックの敷設
ケーブルラックの水平支持間隔は，鋼製では2m以下，アルミ製では1.5m以下とする。

13．ケーブルの余長
地中配線（高圧・低圧）のケーブルは，要所，引込口及び引出口近くのマンホール，ハンドホール内
内で余裕をもたせる。

14．標識シート（埋設シート）
地中配線（高圧・低圧・弱電）には折り込み式の標識シートを地表下0.3m～0.5mに2条並行して埋設
する。（材質：高密度ポリエステル平織，文字付）

15．行先表示札
配電盤，分電盤，動力盤，端子盤，ハンドホール内その他要所の配線には，合成樹脂製又はファイ
バ製の表示札（回路の種別，電線サイズ，行先，施工年月）を取り付ける。ただし，ハンドホール
内，配電盤の行先表示札はプレートに彫刻し，墨入れ表示する。

15-1．ＥＭ電線及びＥＭケーブルの耐荷外線について
ＥＭ－ＩＥ，ＥＭ－ＣＥ，ＥＭ－ＣＥＴ，ＥＭ－ＥＥＦ，ＥＭ－ＥＥ，及びＥＭ弱電電線等及び各
ケーブルの外装については耐荷外線性能を有するものとする。

16．電線の色別
ビニル電線は，原則として下表により色別する。ただし，接地線は緑色とする。なお，ビニル電線
以外でも，準用できる場合は，この色別とする。

電圧種別	配線方式	接　地　線	電　圧　側
高　　圧	三相３線式		赤・白・青
低　　圧	単相２線式	白	赤又は黒
	単相３線式	白	赤・黒
	三相３線式	白	赤・青
	三相４線式	白	赤・黒・青
直　　流			負極　　青　　正極　　赤

17．絶縁抵抗
低圧配線の絶縁抵抗は，測定電圧500V（好ましくない場合を除く）で測定し，開閉器などで区切る
ことのできる電路ごとに５ＭΩ以上とする。

18．接地工事
接地極の上端は，地下0.75m以上の深さに埋設する。接地線の保護管は硬質ビニル管とする。
（Ｃ種・Ｄ種接地線は金属管を用いることができる。）

19．各接地と雷保護設備，避雷器の接地との離隔　　(2.13.13)
接地極及びその導線の地中部分は，雷保護設備，避雷器の接地極及びその導線の地中部分から
2m以上離す。

20．接地極埋設標
Ａ種，Ｂ種，Ｃ種接地の埋設位置には，その近くに接地極埋設標（黄銅板製厚さ1.0mm以上，
140×90以上，文字は腐食加工）を設け接地種別，埋設位置，深さ，埋設年月，接地抵抗を刻記する。
接地極上には，コンクリート製埋設表示杭（Ｄ種接地も適用）を設置する。

21．接地抵抗値
Ａ種，Ｂ種，Ｃ種は電気設備技術基準の解釈第１９条に従い，Ｄ種接地抵抗値は５０Ω以下とする。

22．接地極
Ａ種，Ｂ種，Ｃ種は銅板（900mm×900mm×1.5mm厚）とし，補助接地棒は14φ2本以上とし，それぞれ
規定値以下の値とする。Ｄ種は14φ×1,500mm２連結以上とする。

23．分電盤
分電盤，制御盤，キュービクル式配電盤，端子盤等は鋼板製とし，板厚は設計図書に特に指定がない
場合は1.6mm以上とする。
耐熱分電盤は消防法による低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤のうち，それぞ
れ第一種分電盤又は第二種　　分電盤に適合したもの又は（社）日本電気協会(JEA)認定証標が添付され
たもの※とする。（製造者，製造年月，請負者，請負者　　電話番号の銘板を取り付けること）。
※(社)日本配電盤工業会により認定されたものでもよい。（経過措置）

24．ケーブルの防火区画の貫通
ケーブルが防火区画を貫通する場合は，関係法令に適合したもので，貫通部に適合するものとする。
防火区画貫通の耐火処理工法については，耐火性能を証明するものを監督職員に提出する。

25．プルボックス
防水型はステンレス又はステンレス指定色メラミン焼付塗装を原則とする。また，隠ぺい部のふた
の止めねじは，ちょうねじとする。又防水型は６角ビスとする。

26．機器取付高さ
機器の取付高さは，次の表による。

	名　　称	レベル	取付高さ（mm）
電灯	分電盤	床上～上端	1,800
	スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
	スイッチ（身障者）	床上～中心	1,100
	コンセント（一般）	床上～中心	300
	コンセント（和室）	床上～中心	150
	コンセント（台上）	床上～中心	150
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
	ブラケット（踊り場）	床上～中心	2,500
動力	制御盤	床上～上端	1,800
	手元開閉器	床上～中心	1,300
	操作釦	床上～中心	1,300
電話	端子盤	床上～下端	500
	保安器箱	床上～下端	500
	ボックス（一般）	床上～中心	300
	ボックス（和室）	床上～中心	150
	ＭＤＦ	床上～上端	500
火災報知	受信機	床上～中心	1,500
	総合盤	床上～中心	1,400
	ベ　ル	天井～中心	300
	発信機	床上～中心	1,400

27．配管等の耐震施工
横引き配管等は，地震力に耐えるよう下表により標準図（電力83）のA種耐震支持又はB種耐震支持
を行う。ただし，建築の構造体が免震構造，制震構造等である場合は，特記による。
なお，呼び径が82mm以下の単独配管，周長800mm以下の金属ダクト，幅400mm以下のケーブルラック
及び幅400mm以下の集合配管，定格電流600A以下のバスダクト，及びつり材の長さが平均0.3m以下の
配管等の場合は，耐震支持を省略できる

設置場所	耐震安全性の分類	
	特定の施設	一般の施設
上層階 屋上及び塔屋	8m以下ごとにA種耐震支持	12m以下ごとにA種又はB種耐震支持
中間階 1階及び地下階	12m以下ごとにA種又はB種耐震支持	通常の施工方法による。

注）1.　設置場所の区分は，配管等を支持する床部分により適用し，天井面より支持する配管等は
直上階を適用する。
2.　上層階は，2から6階建の場合は最上階，7から9階建の場合は上層2階，10から12階建の場合
は上層2階，10から12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
3.　中間階は，1階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

28．機器等の耐震施工
設備機器の固定は，次に示す事項を除き，「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年版）」
及び「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」による。

ア　設計用水平地震力
機器の重量［kN］に，設計用水平震度を乗じたものとする。なお，設計用水平震度は次による。

	耐　震　安　全　性　の　分　類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
地下階，1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)

注）　（ ）内の数値は，防振支持の機器の場合に適用する。
重要機器
・　配電盤　・　自家発電装置　・　交流無停電電源装置　・　交換機　・　直流電源装置
・　火災報知器受信機　・　中央監視装置

イ　設計用垂直地震力
設計用水平地震力の１／２とし，水平地震力と同時に働くものとする。

第　３　章　　電　気　方　式

1．高　圧　　※　三相３線式　6,600Ｖ　　50Hz
2．低　圧　　◎　単相３線式　100／200Ｖ　　50Hz
◎　単相２線式　100Ｖ　200Ｖ　　50Hz

第　４　章　　電灯コンセント設備

1．蛍光灯器具
(1)　20Ｗ以下　　※　グロー式高力率　・　グロー式低力率
(2)　30Ｗ　　※　グロー式高力率　・　グロー式低力率
(3)　32Ｗ　　※　ＨｆインバータＺ式
(4)　40Ｗ以上　　※　省電力ラピッド式高力率　・ラピッド式高力率　・　ＨｆインバータＺ式

2．ＨＩＤ灯器具
※　低始動電流型高力率　・　定電力型高力率　◎　一般型高力率

3．連結器具
蛍光灯２連結以上の連結器具の電線接続にはEM-EEFケーブル3心を使用し，1線は接地とする

4．照明器具取付
蛍光灯照明器具32Ｗ以上など重量の大きい照明器具は，スラブその他構造体に9mm以上のつりボルト
2本以上で堅固に支持する。
ただし，器具をやむを得ず天井下地材より支持する場合は監督職員と協議する。

5．照明器具の接地
32Ｗ以上のHf蛍光灯，32Ｗ以上のコンパクト形蛍光ランプを用いる照明器具，HID灯等の放電灯器具
対地電圧が150Ｖを超える放電灯以外の器具，防水器具及び屋外・水気のある場所で人が容易に触れ
るおそれのある場所に取付ける器具にはD種接地を行う。
ただし，二重絶縁構造のもの，対地電圧150Ｖ以下の放電灯を乾燥した場所に施設する場合は，接地
工事を省略することができる。

第　５　章　　動　力　設　備

1．漏電遮断器
電動機の定格電流が50Ａ以下については感度電流は30mA，動作時間は0.1秒以内，50Ａを超えるもの
については感度電流100mA～200mA，動作時間は0.1秒以内とする。
（動力については15kW以上は100mA～200mAとする）

2．電流計
電動機用は，延長目盛電流計とし，赤指針付きとする。

第　６　章　　受　変　電　設　備

1．型　式　　・　開放型　　・　屋内型キュービクル　　・　屋外型キュービクル

2．交流遮断器　　※　真空遮断器　・　ガス遮断器
※　手動ばね式　・　電動ばね式　・　電磁ばね式

3．断路器　　三極断路器（避雷器用は除く。）

4．高圧負荷開閉器　　・　手動操作式　　・　遠方手動操作式　　・　電動操作式

5．高圧引込開閉器　　過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形とする。
※　気中開閉器　・　ガス開閉器

6．変圧器　　連続定格自冷式　※　油入式　・　モールド式　・　H種乾式

7．高圧進相コンデンサ　※　油入式　・　モールド式

8．直列リアクトル　※　油入式　・　モールド式　（　※6％　・13％）

9．避雷器　※　酸化亜鉛型　・　弁抵抗型

10．最大需要電流計　　※電流計は多機能型デジタルとし１０分デマンド付とする。
警報接点付，角形丸駆埋込（110mm）需要指針（時限針）
最大需要指針（置針，警報指針1.5級）を有する。

第　７　章　　通信・情報交換設備

第１節　構内情報通信網設備(LAN)

1．機材　電気通信回線設備に接続する端末機器は<電通法>の「端末設備の接続の技術基準」に
適合したものとする。

第２節　構内交換設備(電話)

1．機材　電気通信事業法に適合したもの又は(財)電気通信端末機器審査協会の認定を受けた旨の
表示があるものとする。

第３節　拡声設備

1．スピーカ　　◎　壁面付型は２点で強固に取付ける。
※　非常放送設備兼用スピーカは日本消防検定協会の認定に合格したものとする。

第４節　テレビ共同受信設備

1．機材　　地上デジタル放送対応とし，アンテナ等は各地域の状況に合わせた機材を使用する。
2．ケーブル接続　　原則として，途中接続は行わないこと。

第５節　自動火災報知設備

1．機材　　受信機，中継器，発信機，感知器については日本消防検定協会又は登録検定機関の行う
検定に合格したものとする。

仕様書

工　事　概　要

1. 工　　事　　名　　水戸地域センター庁舎別館給排水設備改修その他工事(機械設備工事)

2. 工　事　場　所　　茨城県水戸市北見町１－９

3. 建　物　概　要

建　物　名　称	構　造	階　数	延　面　積(m2)	備　　考
庁舎別館	ＲＣ造	３階	953.56 ㎡	

工　事　仕　様

1. 共　通　仕　様

共通仕様書（最新版）及び機器設備工事標準図(最新版)による。

2. 特　記　仕　様

(1)項目は番号に○印のついたものを適用する。

(2)特記事項で⊙印.※印.・印のある場合の適用は下記による。
⊙印のついたものを適用する。
⊙印のない場合は※印のものを適用する。
⊙印と※のある場合は、共に適用する。
・印のものは適用しない。

(3)特記事項に記載の( )内表示番号は.機械設備工事共通仕様書の当該項目.当該表及び当該図をしめします。

(4)建築工事・電気設備工事は・別記特記仕様書とする。

	項　　目	特記事項
一般事項	1.主任技術者等の資格	本工事に下記の当該資格の区分を適用する。 ・資格の区分1　(1級管工事施工管理技能士又は技術士) ・資格の区分2　(2級管工事施工管理技能士又は技術士)
	2.技　能　士	本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。　(第1編 1.5.2) ・配管技能士　・熱絶縁施工技能士　・冷凍空気調和機器施工技能士
	③機　　材	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
	④機材等の検査及び試験	検査及び試験を行なう機材等は.共通仕様書によるほか別表による。 (第1編 1.4.4)
	⑤監督員事務所	⊙設けない　・設ける（　　号）
	⑥**工事用電力** 水・その他	本工事に必要な工事用電力.水の利用は無償とする。諸手続などの費用はすべて請負者の負担とする。
	⑦残土処分	⊙構外搬出適切処理　・構内指示の場所に敷ならし　・構内指示の場所にたい積
	⑧発生材の処理	引渡しを要するもの　⊙なし　・あり
	⑨提出書類及び完成図等	火災保険等に加入したことを証明できる書類。 工事完成後下記のものを提出する。 ・マイクロフィルム(35mm ,5駒横列に区分)及び焼付けマイラーベース (ポジリエステル)のB-4版各一部.配置図.系統図.機器一覧表.各階平面図.機械室.便所その他必要な詳細図　(監督員の指示による) ・完成図　(原　図)　1部 ・完成図　(A-1版に製本)　2部 ・試験成績表　1部 ・機器類保証書　1部 ・保守指導案内書(取扱い説明書.承認図.検査合格証等)　1部 ・保守点検に必要な工具　1部
	⑩工事写真	下記の写真を提出する。 区分 / 規格 / 部数 / 整理方法 着工前 / カラーサービス版 / 1 / スクラップブック 工事中 / カラーサービス版 / 1 / スクラップブック 完成事 / カラーサービス版 / 1 / B5版台紙 上記のほか.出来高検査.中間検査.請負代金支払等に要する写真は監督員指示により提出する。

一般共通事項	⑪.機器の規格	本工事に使用する機器類の仕様は.国交省規格によるか又は製造者規格によるかは別図機器表による。
	12.測定表	試運転調整完了後すみやかに下記の測定表を監督員に1部提出する。 (測定内容及び測定個所等は監督員の指示による。) ・温度　・湿度　・風量　・騒音　・排煙風量　・振動
	13.容量の表示	イ)電動機出力などは.表示された出力以下の容量とする。但し.防災機器は除く。 ロ)冷温熱源機器等及び防災機器の能力.容量はその数値以上のものとする。
	⑭土工事	根伐りは.周辺の状況.土質などに適した工法とし.土砂が崩壊しないように関係法令に従い適切なのりをつけるか.又は山留めを設ける。
	⑮.管端防食継手	塩ビライニング鋼管.及びポリ粉体鋼管で.ねじ接合する場合の継手は管端防食継手とする。
	⑯.管の切断	塩ビライニング鋼管.ポリ粉体鋼管.及び外面被覆鋼管は.帯のこ盤.丸のこ盤などで切断し.パイプカッターによる切断は禁ずる。
	⑰.異種管の接合	共通仕様書(第2編1.5.14)による。
	⑱吊り及び支持	共通仕様書(第2編6節)によるほか次による。 イ)屋外支持は亜鉛ドブ漬け.又はステンレス製とする。 (ボルト・ナットはSUS製) ロ)50Ａ以下の配管は.形鋼振れ止め間隔を８ｍ以下とする。 ハ)梁貫通振れが防止されている場合は.その部分を形鋼振れ止め支持されているとみなす。

共通仕様書(第2編6節)　横走り配管の吊り及び振れ止め支持間隔

分類 ＼ 呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300
棒鋼吊り	鋼管及びステンレス鋼管	2.0m 以下													
	ビニール管及びポリエチレン管	1.0m 以下								2.0m 以下					
	鋼管	1.0m 以下								2.0m 以下					
	鋳鉄管	直管及び異径管各１本につき1箇所													
	鉛管	1.5m 以下													
形鋼振れ止め支持	鋼管及びステンレス鋼管	──						8.0m 以下			12m 以下				
	ビニール管及びポリエチレン管	──		6.0m 以下			8.0m 以下				12m 以下				
	鋼管	──		6.0m 以下			8.0m 以下				12m 以下				

立て管の固定及び振れ止め箇所

固定	鋼管及びステンレス鋼管	最下階の床又は最上階の床
	鋳鉄管	最下階の床
形鋼振れ止め支持	鋼管及びステンレス鋼管	各階1個所
	鋳鉄管	各階1個所
	ビニール管及びポリエチレン管	各階1個所
	鋼管	各階1個所

注　1.呼び径80Ａ以下の配管の固定は不要としてもよい。
2.鋼管及びステンレス配管で.床貫通などにより振れが防止されている場合は.形鋼振れ止め支持を3階ごとに1個所としてもよい。

	⑲.土中埋設標示	⊙設置する　(⊙給水　・排水　・ガス　・油) ・設置しない
	⑳.埋設表示テープ深さ	給水.ガス.消火及び油管を土中に埋設する場合は深さ15cm程度の位置に巾150mmの埋設表示テープを敷いて埋戻すこと。
	㉑.土中埋設	イ)一般敷地内 0.5 ｍ(ただし.建物に引き込む場合等は監督員の承諾を得て埋設表示深さを変更できる。) ロ)車両通路　0.6m 以上
	㉒.建物導入部配管	建物導入部配管は標準図施工４による。(通気.排水は除く)
	23.伸縮継手を備えた配管	伸縮継手の取付けは標準図施工40による。 伸縮継手を備えた配管には.その伸縮の起点として有効な箇所に固定金物をまた.ガイドを設ける。
	24.管のフランジ接合	共通仕様書によるほか機器廻りの配管はフランジ接合とする。ただし鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は片側をねじ接合フランジとしてもよい。
	25.防錆工事	イ)土中埋設の鋼管類(ステンレス管.合成樹脂などで外面を被覆された配管は除く)には共通仕様書により防錆処理を行なう。 ロ)コンクリートに埋設される鋼管.鉛管.銅管は防触ビニールテープ1/2重ね１回巻きとする。

一般共通事項	26.識　別　色	共通仕様書によるほか.ビニールテープ及び埋設標示杭の識別色は.給水は青 排水はシルバー.消火は赤.ガスは黄色とする。
	㉗.保温工事	共通仕様書の第２編第１節によるほか下記による。 イ)機器類付属弁類.槽類.煙道及び管寄せの保温外装はアルミニュウム及びカラー亜鉛鉄板をステンレス板に読み替える。 ロ)消火配管は共通仕様書の(2.3.2表)及び(区分給水)を適用して保温を行なう。
	28.名　札　等	蓋及び弁類に取付ける名札は.プラスチック製(白)とし.系統名及び常時開又は閉の堀込み文字(黒)を記入する。
	29.スリーブ	本工事に使用するスリーブは下記による。 ・つばつき鋼管スリーブ（・防水壁　・防水床） (つばつき鋼管スリーブ　第2編 2.2.10表による) ・紙製スリーブ（・梁　・壁　・床）
	㉚はつり	既設のコンクリート部の床.壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。
	㉛.他工事との取合い	イ)鉄筋コンクリートの梁.床.壁貫通のスリーブ・箱入れの補強　※別途 ロ)天井.壁のボード類(軽量鉄骨も含む)の補強及び切込み　※別途 ハ)天井改め口　※別途 ニ)外壁に取付けるガラリ・換気扇枠　※別途 ホ)機器のコンクリート基礎　・屋内設置のもの　※別途 ・屋外設置のもの　※別途 ヘ)防煙ダンパーと連動制御機器までの配管配線及び連動制御器から煙感知器までの配管配線　※別途 ト)機器付属の制御盤及び操作盤までの電気工事　※別途 (機器付属電線と電気工事電源電線ならびに電気工事電源開閉器との接続は別途工事.ただし接続については.電気工事業者と十分に協議すること。なお.コンセントへの接続は本工事とする。) チ)地震感知器の配管配線　・別途　・本工事 煙煙濃度計の指示計までの配管配線　・別途　・本工事 リ)天井吊形ファンコイルユニットと操作スイッチ間の渡り配管配線　・別途　・本工事
衛生器具設備	1.衛生陶器付属品	JISマーク表示品とする。ただし.JISにないものは.外見.品質がJISに準じたものとする。
	2.大便器洗浄弁	バキュームブレーカー付　・節水形　・標準形
	3.大便器ロータンク	・防露形　・標準形
	4.小便器用ハイタンク	・防露形　・標準形
	5.標記板	大便器及び小便器には.陶器製又は合成樹脂製の注意板を取付ける。
給水設備	①量　水　器	⊙別途　・本工事
	2.量水器桝	・水道業者規格品　・国交省形
	③水道加入金	⊙別途　・本工事
	④指定工事店	⊙有 水戸市　・無
	⑤弁　　類	JIS 5K　ただし水道直結部はJIS 10K　とする。
	⑥給　水　栓	・標準形　⊙節水形
	⑦保　　温	屋外露出配管は(弁・フランジを含む) 呼び径80Ａ　以下は20 ㎜ 呼び径100Ａ以上のものは25㎜ とする。
排水設備	①.指定工事店	⊙有　・無
	②流し接続	床上露出部分は塩化ビニール管(VP)でもよい。
	3.鋳鉄製蓋の文字	・汚　水　・雑排水　・雨　水　・実験排水　・その他(　　)
	4.鋳鉄製蓋の耐荷重	・軽荷重　2000　(MHB)　・中荷重　6000　(MHA) ・重荷重　20000　(MHD)
	5.屋外排水管布設要領	~~根伐り底から100㎜砕石敷込めを行い.管布設後山砂にて300㎜埋め戻す 残の部分は・根伐り土・山砂で埋め戻す。~~

消火設備

1. 移動式粉末消火設備	・建設省形とする。　・鋼板製　・ＳＵＳ製　・パッケージ型 イ）1号消火栓　・HB-1A　・HB-1B　・HB-2A　・HB-2B ロ）2号消火栓　・HB-4A　・HB-4B
2. 消火栓弁	・差込式弁　・可変圧弁
3. 弁類	・JIS-10K　・JIS-20K
4. 消火栓ポンプユニット廻り配管	標準図施工 66 による。

給湯設備

1. 弁類	JIS 5K　ただし特記部分はJIS 10K　とする。
② ガス湯沸器	・製造者規格　⊙ガス供給者規格
3. 湯沸器廻り配管	機器に接続する給水管.給湯管はステンレス鋼製フレキシブルチューブを使用してもよい。
4. 湯沸器排気筒	・本工事（厚さ0.5mm 以上のステンレス鋼板製）　・別途 保温を　・行なう　・行なわない
5. 膨張タンク	保温を　・行なう　・行なわない

ガス設備

1. ガスメーター	・本工事　・別途
2. 引込負担金	・本工事　・別途
③ 供給ガス事業名	東部ガス
4. ガスの種類	イ）種類　ロ）発熱量
5. 指定工事店	・有　・無
6. ガス栓	※ヒューズコック
7. ガス漏れ警報器	※取付ける　・取付けない
8. 警報用総合盤	・取付ける　・取付けない

し尿浄化槽設備

1. ブロアー装置	イ）外部に設置するブロアーは.鉄板製カバー付とし.コンクリート基礎上に固定する。 ロ）ブロアーの付属ケーブルは.約　取付ける。
2. 装置強度	装置（槽・フタ）の強度は.下記の条件を満足する。 ・製造者標準形　・普通荷重形（乗用車の走行駐車可）
3. 埋戻し土	・山砂　・発生土
4. 消毒剤	30日分納入
5. 山　留	・オープンカット　・鋼矢板　・Ｈ鋼＋横矢板

焼却設備

1. 焼却方式	
2. 形式	
3. 構造	
4. 煙突	・本工事〔・製造者規格品（集じん器付）　・本工事 板厚　〕
5. 煙道	鋼板厚　・3.2mm　・4.5mm
6. 保温	煙道の保温を　・行なう　・行なわない
7. 付属品	

冷暖房設備

1. 温湿度調整目標値	外気：冬期 -0.7℃ 46%／夏期 33℃ 63% 屋内（一般系統）：冬期 22℃ 成行／夏期 26℃ 成行
2. 煤煙濃度計	・取付ける　・取付けない
3. 煤煙測定口	・取付ける　・取付けない
4. 煙突	・本工事（板厚　）　・別途
5. 煙道	鋼板厚　・3.2mm　・4.5mm　・図示による

冷暖房設備

6. 風道	・低速　・高速
7. 吹出口及び吸込口	取付け場所は図示による。取付け面は監督員の指示による。
8. 風量測定口	・アルミ製（ヘアライン仕上）　・鋼板製 器具の取付けは.風道又は壁に脱落しないように固定する。
9. 防煙ダンパー	共通仕様書第3編.1.11.12によるほか下記による。 イ）復帰方式　・自動式（遠隔式）・手動式 ロ）操作方式　・電気式　・空気式 ハ）作動方式　・順送り閉鎖機構　・同時閉鎖機構 自動閉鎖機構は.定格入力 DC-24Ⅴ.0.6A 以下.自動復帰機構が電動式の場合は.定格入力DC-24Ⅴ.2.5A　以下とする。 ニ）日本建築センター防災性能評定委員会の評定品とする。
10. 防火ダンパー	イ）上記9項.ニ）に準じたものとする。 ロ）図示のFVDとは.防火ダンパーに風量調整機構を組み込んだもので.調節機構は段階的調節機構とする。
11. ピストンダンパー	復帰方式　・自動式　・手動式
12. チャンバー等	イ）外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバーには排水を設ける。 ロ）アネモ型吹出口.ブリーズライン型吹出口のチャンバーは別図による。
13. 弁類	・JIS 5K　・JIS 10K
14. 温度計	下記の管に温度計を取付ける。 ・冷凍機の冷却水及び冷水の出入口。 ・ユニット形空気調和機の冷温水出入口.パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口。 ・熱交換器の温水出入口.冷温水管寄せの各返り管。 ・空気調和機.温風暖房機廻りの還気風道.外気風道及び送気風道。
15. 圧力計及び連成形	共通仕様表によるほか.下記の場所に取付ける。 ・オイルポンプの吸込管には.連成形を取付ける。
16. 瞬間流量計及び流量測定口	冷温水管寄せの各送り管　・瞬間流量計　・測定用タッピング（・設ける ・設けない） 冷凍機の冷水出口に　・瞬間流量計　・測定用タッピング（・設ける ・設けない） ボイラー又は熱交換器の温水出口に　・瞬間流量計　・測定用タッピング（・設ける ・設けない）
17. オイルサービスタンク	イ）油面制御装置は　・建設省形　・市販品（防爆形） ロ）防油堤　・本工事　・別途
18. 貯湯槽	槽形式.容量等は主要機器表によるほか.下記による。 イ）油槽ふた　・本工事（・建設省形 ・市販品）　・別途 ロ）遠隔油量指示計　指示計を　・取付ける　・取付けない 形式　・建設省形 ・製造者規格品（・電気式 ・空気式） ハ）計量尺　・本工事（計量口は施錠付とする）・別途 ニ）危険物表示版　鋼板製ホーロー仕上とし槽最寄の適切ないちに取付ける。
19. 消音内貼り	消音板厚さ イ）風道保温厚 50mm を必要とする個所は.消音板厚さ0mm　.25mm を必要とする個所は25mm　とする。 ロ）内貼りチャンバー類の寸法表示は.外法寸法とする。
20. 保温	イ）建物内の空気抜き管の保温は.空気抜き管までとし（空気抜き弁も含む）仕様は温水管の項による。 ロ）空気調和機.ファンコイルユニット等の排水管の保温は給排水衛生設備の排水管の項による。 ハ）外気取入れ風道の保温を　・行なう　・行なわない ニ）油配管の土中埋設部は.共通仕様書の給.排水管の埋設方法に準ずる。

換気設備

① 準用事項	・暖房　・冷房　⊙空気調和設備の当該事項に準ずる。
2. 一般湯沸器天蓋	・本工事　・別途
3. 厨房用天蓋	イ）・ステンレス製（SUS304.厚さ1.0mm 以上とする） ロ）帯板（フードから天井まで）　・本工事　・別途
4. 保温	外気取入れ風道は（ただし.送風機.排風機は除く）保温する 施工範囲は図示による。

排煙設備

1. 風道	・亜鉛鉄板製　・鋼板製（1.6　）
2. 排煙口開放装置	・手動式　・手動及び排煙機運転用連動機構付
3. 排煙風量測定方式	排煙風量を測定する場合は JIS.A・44303 排煙設備検査標準 4.2.1-(2)-(C) による。

自動制御装置

1. 制御方式	・電気式　・電子式　・空気式
2. 中央監視装置	・中央処理装置　・補助記憶装置　・表示装置　・グラフィックパネル ・操作卓　・伝送制御装置（親局）　・電源装置
3. 周辺装置	・作業用印字装置　・雑印字装置　・集合表示装置　・インターホン装置
4. 表示及び警報	室内.外の温.湿度表示.冷.温水の温度表示.運転.故障.警報の表示のほか細目は図示による。
5. 自動制御盤	イ）図示されていない配線配管の本数及び寸法は製造者の仕様としてよい。 ロ）自動制御回路にはサージ防止回路を　・取り付ける　・取り付けない イ）室内設置のサーモスタット.ヒューミディスタットはケース付とし 標準取付け高さは床上 1000～1300　とする。 ロ）地震感知器は.建物（壁.柱の躯体）に取付ける。 ハ）地震感知器の作動により.バーナー及び給油用電磁弁等を作動させ速やかに燃焼を停止.消火させる。
6. その他	

図示記号	名称	備考
給水管 —VLP— —VLPD— —PLN— —PLND— —HI—	水道用塩化ビニールライニング鋼管 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 耐衝撃性硬質塩化ビニール管	一般配管 土中埋設 一般配管 土中埋設 屋外土中埋設
給湯管 —HTLP— ‖HTLP‖	耐熱性塩化ビニールライニング鋼管 ステンレス鋼管	一般配管
消火管 —X— —X VLF—	配管用炭素鋼鋼管 硬質塩化ビニール外面被覆鋼管（白管に被覆）	一般配管 土中埋設
排水管 —— VLF VP LP D-VA TMP	排水用炭素鋼鋼管 硬質塩化ビニール外面被覆鋼管（白管に被覆） 硬質塩化ビニール管 排水用鉛管 排水用塩ビライニング鋼管 遠心力鉄筋コンクリート管 耐火ニ層管	一般配管 土中埋設 一般配管 土中埋設 一般配管
通気管 VP	配管用炭素鋼鋼管 硬質塩化ビニール管	

図示記号	名称	備考
冷却水 —CD— —CDR—	水道用塩化ビニールライニング鋼管	
冷水 —C— —CR—	配管用炭素鋼鋼管	
温水 —H— —HR—	配管用炭素鋼鋼管	
冷温水 —CH— —CHR—	配管用炭素鋼鋼管	
膨張管 —E—	配管用炭素鋼鋼管	
冷媒管 —R— —RR— ○—R— —RR—	銅管 銅管（被覆）	
油管 —O— —OR—	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	
油用通気管 —OV—	配管用炭素鋼鋼管	
低圧蒸気管	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	
ガス管 —G PLP—	ポリエチレン被覆鋼管 又は 塩化ビニル被覆鋼管	

設備図共通特記事項
建築設備の支持構造部および緊結かなもので腐食のおそれがある部分には平12建告1388号第1に従い防腐措置を講ずること（令129条の2の4第2号）
配管設備の構造は平12建告1388号台4の規定に従うこと（令129条の2の4第2号）
配管・風道が令112条15項に規定する防火区画および令114条に規定するか界壁、防火上主要な間仕切りまたは隔壁を貫通する場合は、モルタルまたはロックウールを充填すること（令112条16項、昭48建告2565号、昭49建告1579号、平12建告1376・1377号）
給水装置については水道法施工令5条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の規定に従う（水道法16条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）
排水設備の構造は下水道法10条3項および同法施工令8条の規定に従う（下水道法施工令8条に基づく条例）
ガス及び換気設備は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施工規則44条の規定に従うこと
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律38条の2）
火を使用する設備またはその使用に際し火災の発生のおそれのある設備の位置、構造は火災予防条例の規定に従うこと（消防法9条）
消防用設備などは、消防法17条の規定に従い設置すること（消防法施工令2章、消防法17条2項に基づく法律）

	外気		屋内						
			一般系統						
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
冬期	-0.7℃	46%	22℃	成行				
夏期	33℃	63%	26℃	成行				

関東農政局　水戸地域センター
茨城県水戸市北見町１－９

承認	設計	担当	

縮尺
設計年月日　Ｈ２５．１１

工事名称　水戸地域センター庁舎別館給排水設備改修その他工事
図面名称　機械設備・特記仕様書（2）

No. M-02